

〔紹介〕

国際柔道連盟の諸法令 (1)

——逐条詳解にみる現状と検討——

小野 勝 敏

はじめに

I

- 1 国際柔道連盟審判小委員会
- 2 国際柔道連盟審判資格
- 3 国際柔道連盟法規
- 4 国際柔道連盟医事小委員会
- 5 ドーピング — (以上、本号)
- 6 国際柔道連盟の組織と競技規約
- 7 国際柔道連盟総会議事規則
- 8 版 権
- 9 質問事項

II

- 10 1, 2の解説
 - 11 3の解説
 - 12 4, 5の解説 — (以上の10, 11, 12, 本号)
 - 13 6, 7, 8, 9の解説
- おわりに

はじめに

第21回モントリオールオリンピック柔道競技で、日本は6階級中、3階級に優勝をした。これで、柔道がオリンピック種目となった第18回の東京、第20回のミュンヘンに続いて、全階級を制覇できなかったことになる。しかし、今回は、事実上の世界チャンピオンたる体重無差別級で、初めて優勝をしたことに

より、かろうじて、柔道の本家としての面目を保つことができた。

この体重別6階級のうち、今回のオリンピックだけに、それを限定してみると、残りの3階級のうち、2階級をソ連、1階級をキューバが獲得したことになる。このことからすると、柔道においても、社会主義国の台頭が顕著であることが判明する。

このことは、単に、社会主義諸国だけでなく、資本主義諸国においても同様のことが窺われるのであり、日本チームの監督であった、醍醐敏郎教授によれば「各国とも、国家の強力な支援のもとに選手強化がなされ、日本柔道は現状のままでは、もっときびしい状況におかれることになるだろう。」と述べておられる。これよりして、日本柔道界は、ますます、厳しい状況下に置かれるが、それだけ、全世界に柔道が深くあまねく浸透したとも考えられるので、ある意味での評価は可能となる。

それゆえ、日本柔道界を支えている多くの人達に、この現状と柔道の国際化に適應できるだけの資料を提供することが、一つの課題となってくる。

いま、国際柔道連盟（以下、時には I. J. F. と略称する）発行の『手引書』(*Handbook of the International Judo Federation*, London, Purbrook & Eyres, 1974)の内容をみると、その定義・法規・組織および資料などについて、15項目に分類され、規定化がなされている。このうち、本稿では、主に「9項目」を取り上げて、前半にその「試訳」を、後半にその「解説」をすることにする。合わせて、それを、国内の柔道規約とかオリンピック規則などの現状と対比させて、検討をしようとするものである。とくに、ここで紹介をする諸法規は、「国際規程」のみの、独自性の強い規定であるので、これから、世界の柔道の一端を理解してゆくのに大いに役立つことであろうと確信をする。

また、現在の国際的な柔道大会としては、オリンピック、世界選手権大会の他に、フランス・ソ連・ハンガリーの各国がそれぞれ主催する国際柔道大会が実施されているが、日本は昭和39年の東京オリンピック柔道競技大会以降、久しく国際級の大会を主催していない。

この間に、世界の柔道は質的にも量的にも大きく変化・前進をしたばかりでなく、世界のスポーツ界のなかでも重要な地歩を固めつつある段階であるといえよう。⁽²⁾

このような流れのなかで、世界の、柔道に対する見方・考え方が、日本のそれと少なからず相違をしているといわれる今日、1978年の秋に、柔道の創始者嘉納の「嘉納治五郎杯国際柔道大会」が国内で開催される運びとなったことは、本来の柔道の姿を全世界に再び伝播させる絶好の機会であると思う。その意味で、重要な大会になるはずである。そのために、関係者はこの大会に備えて、「国際規程」などについてのじゅうぶんな啓蒙活動をしなければならないことはいうまでもないことである。それゆえ、この小稿が、そのための礎になればと、希うものである。

注(1) 松本芳三編『柔道』第49巻第9号、講道館、1976年、18頁。

(2) 国際柔道連盟の C. S. パーマー (C. S. Palmer) 会長は、1975年の会長選挙における演説で「私は国際競技連盟 (I. F.) 総会で評議員に選出されたが、これは柔道が国際スポーツ界で高く評価されている証拠である。これからも一そうオリンピックに柔道を重からしめる働きを続けたい。」と述べている(松本芳三編、前掲誌、第46巻第12号、1972年、80頁)。

I

1 国際柔道連盟審判小委員会

1. 構成

国際柔道連盟審判小委員会は議長と副議長の指導のもとで、6人のメンバーから成っている。

メンバーは理事会 (the Directing Committee) で任命され、単に公平さと確かな審判能力または知識を基礎として任命される。彼らは大陸連合 (the Continental Unions) の利益代表ではなく、むしろ国際柔道連盟の代表で全世界の審判を代表する。

審判小委員会に新しい任命を行なう際、理事会はできるだけ国際柔道連盟の公式5カ国語（英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、日本語）のうち少なくとも1カ国語以上を話せる人を選ぶようにする。

1973年より審判小委員会の委員は、国際柔道連盟公認審判員の有資格者から任命をされる。議長と副議長は理事会により任命をされ、理事会は審判小委員会より受理した如何なる推薦も留意するものとする。

2. 義務及び（または）機能⁽¹⁾

- (1) 要求をされたときすべての面において、あらゆる審判問題について国際柔道連盟に助言をすること。
- (2) たとえ要求されなくても、審判小委員会が必要だと思うときはいつでも国際柔道連盟会長または理事会に、助言を申し出ること。
- (3) 審判、試合規定、競技規則に関して、理事会とか総会（Congress）で制定するために必要などんな法規も理事会へ勧告すること。
- (4) 世界選手権大会またはオリンピックの前に審判講習会（Referee's Clinics）を組織すること。審判員の講習会を大きな試合の間に大陸連合内に組織すること。
- (5) 各選手権、世界選手権、オリンピックなどで役目を務める審判員の割り当てを含めて、審判団を組織し判定に責任を負うこと。
- (6) 理事会に、すべての世界選手権、オリンピックなどで役目を務める審判員の名前を推薦すること。
- (7) 調査をして、審判または審判員に関する不平を扱うこと。
- (8) 責任を負って、国際柔道連盟のすべての資格を得たい志願者に試験を行なうこと。

2 国際柔道連盟審判資格

1. 適任

国際柔道連盟審判資格を得る志願者は、

- (1) 25歳から60歳までで、少なくとも10年の柔道経験をもち、実際の試合経験を持っていること。
- (2) 大陸連合の審判資格の保有者であること。
- (3) この志願者の国内柔道連盟⁽²⁾ (National Member Federation) と大陸連合の承認があること。
- (4) その志願者の国内柔道連盟が承認している国の国民であること。

2. 免状

- (1) 審判免状は、審判小委員会により世界選手権大会及びオリンピック大会を含むすべての試合を審判するのに有能だと判断された審判員にのみ発行され、免状は決して名誉として与えられない。また、目だった貢献や奉仕に対しても与えられない。
- (2) 審判免状は国際柔道連盟の所有のままとし、申請により4年ごとに更新をするものとする。
- (3) 4年間の有効期間中のいかなるときにも、もし審判小委員会がその審判員の基準が要求レベルを下まわったと判断すれば、その資格はその審判員から奪われる。免状の再発行は、その者の次の試験の結果パスした場合に行なわれる。

3. 仮の審判員資格 (Provisional Status)

- (1) 仮の国際柔道連盟審判員資格試験は、大陸選手権大会の最少の重要度の大会がある際に行なわれる。そして、少なくとも2人の国際柔道連盟審判小委員会の委員によって行なわれ、その人達は少なくとも2つの異なった大陸連合出身者であること。
- (2) 仮の審判員は、最終資格を受ける前に再審査を受け、審判小委員会により満場一致の承認が必要である。この再審査は、少なくとも3分の2の審判小委員会委員の前で行なわなければならない。審判小委員会委員の出席人数が規定以上の場合、大陸選手権のときに行なわれてもよい。しかし通常は、世界選手権およびオリンピックの際に行なわれる。

- (3) この審査を行なうために、仮の審判員はいつでも2人の公認審判員とともに用いられる。

4. 選 出

- (1) 世界選手権大会またはオリンピックのために20名以上の審判員が準備される時、仮の公認審判員は5名以上含まれてはならない。もし審判員が20名以下の場合、仮の公認審判員が少なくとも4名の公認審判員に対して1名の割合で含まれてもよい。
- (2) 国際柔道連盟の5つの公式国語（英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、日本語）のうち、1つ以上の国語に堪能な審判員を優先する。

3 国際柔道連盟法規

第1条 定義

1. 国際柔道連盟は、大陸連合に付属をしている公的な国内柔道連盟よりなる。
2. 国際柔道連盟は非政治的であり、民族および宗教の差別をしない。柔道を嘉納治五郎によって創られたものとみなす。

第2条 構造

1. 国内柔道連盟は大陸連合に集り、大陸連合の法規および規則 (statutes and regulations) は国際柔道連盟のものと一致しなければならない。
2. 大陸連合は互いに密接に協力し、国際柔道連盟とも協力をする。大陸連合はその活動大陸内において、国際柔道連盟を代表する。国際柔道連盟内の親密で絶え間ない協力を確かなにするため大陸連合は、それぞれの連合の法規と規則またはそれぞれの理事会の構成におけるすべての変更を互いに知らせあうこと。大陸連合は次のことを伝達すること。議題、議事録、通常および臨時総会での決定、主な柔道大会の予定と結果、それぞれの連合を構成している連盟での柔道の一般的な進行および状態、一般的にすべてに役立つ情報。すべてこのような伝達のコピーは、国際柔道連盟の秘書課に送られることとする。国際柔

道連盟の理事会は、国際柔道連盟の活動の現状を書いた定期的な報告書を発行し、その報告書をすべての連盟会員に配布するものとする。

3. 1つの連合は少なくとも2つの国内柔道連盟からなる(第3条のごとく)。

第3条 加入

1. それぞれの国はただ1つの国内柔道連盟により、その大陸連合においてその代表になってもよい。

2. もし、1つの国の中で2つ以上の連盟が代表権を主張したら、その代表権は国内オリンピック委員会または国内の最高位のスポーツ組織により承認された連盟に与えられる。選択ができなかったときは、大陸連合に最も有力な国内柔道組織と認められた連盟に与えられる。

3. 仮にその大陸連合に加入したらすぐ、その国内柔道連盟は国際柔道連盟の仮の会員になる。

4. その国内柔道連盟は、次の総会において批准をされて、国際柔道連盟の正式な会員となる。

5. ある国が地理的にある特定の大陸連合内に明らかに属さない場合、または地理的連合の範囲ぎりぎりにあると考えられる場合は、その国はその国が付属することを望む連合を、その国に最も近い諸連合の中から選んでもよい。そのように、ある特定の連合に属することを決めた以上、それからは国際柔道連盟の総会から変更許可が出ない限り、その連合に属していなければならない。

第4条 目的

1. いろいろな目的のうち、国際柔道連盟は次の目的を持つ。

(a) 会員間の心からの友好的関係を促進すること。全世界の柔道活動を管理すること。

(b) 全世界の柔道の利益を守ること。

(c) オリンピックのための柔道競技はもちろんのこと、世界選手権大会(定期的間隔で2年ごとにどこでも可能な場所で)を大陸連合と協同し

て組織すること。

(d) 柔道を世界各地で組織し、柔道の技術・精神を広め発展させること。

(e) 柔道の国際法規を制定すること。

第5条 アマチュア資格の定義——オリンピックの

1. 国際柔道連盟にとって、アマチュア柔道選手の定義は試合の参加により、また、公開演技により利益を得ない者とする。

2. 厳密に、国際オリンピック委員会の法規に従っているアマチュア柔道選手のみが、オリンピックに選ばれ得る。

第6条 本部および公式用語

1. 国際柔道連盟の公式本部は事務局長の住んでいる町に置く。公式用語は英語とフランス語で、準公式語はドイツ語、スペイン語、日本語とする。

第7条 管理組織体 (Governing Bodies)

1. 国際柔道連盟の管理組織体は、

(a) 総会

(b) 理事会

(c) 会長の事務所

第8条 総会

1. 総会は、国際柔道連盟の最高決定機関 (the sovereign authority) である。

2. 総会は、前の総会で決められた場所で2年ごとに開かれる。世界選手権大会またはオリンピックと同じ時に同じ都市で召集される。何時もできるだけ異なる連合の中で、公平な循環があることを考慮しなければならない。

3. もし、世界選手権大会がある年に行なわれなくとも、総会はやはり開催される。もし、どこの国も総会を組織できない場合は、国際柔道連盟の本部のある都市で開催される。

4. 総会は理事会委員を決め、前回の総会以来の彼らの行動を承認または否
(3) 認。法規と規則の承認。必要な動議の作成。国際柔道連盟の目的に関するすべ

での質問に最終決定機関としての決定。理事会の構成員の報告書の承認または却下。連盟会員または大陸連合により提出されたすべての提案の決定。他のすべての関連質問の討議をする。

5. 総会は出席者の過半数が反対の投票をしない限り、議題に含まれる事項のみを討議してもよい。議会の日程が決定する少なくとも3カ月前には、事務局局長は各連合と各連盟会員に意見を求め、彼らが議題に入れて欲しい事項を彼に提出をさせること。

6. 総会の開催日の少なくとも3週間前に、事務局局長は各連合と各連盟会員に理事会により作成された議題を送る。それと一緒に、会長・事務局長・会計担当理事 (the Treasurer)・スポーツ担当理事 (the Sports Directors) の奇数年ごとに年2回要求される報告書も共に送る。

7. 総会のための議題に含まれない質問は過半数の同意で、理事会で時間不足のため言及できなかった場合または次の総会で重要と考えられる必要がある場合は、討議されてもよい。

8. 議題は次のことを含まなければならない。—— 前の総会の議事録の承認。会長と事務局長の報告。会計監査をするための小委員会の選出。会計担当⁽⁴⁾理事の報告。会計小委員会とスポーツ担当理事の報告。理事会メンバーの認可それに理事会の空席を補う新しいメンバーの選出。

9. 各国内柔道連盟は、発言権のある2人の代表を総会に派遣できるが、そのうち1人しか投票権は持たない。

10. その国内連盟会員の国語が公式用語でない場合、彼ら自身の通訳を出席させてもよい。

11. 代表者の1人1人は代表者自身が会長でないかぎり、その代表者の国内連盟の会長が署名した信任状を持っていなければならない。

12. それぞれの大陸連合は、総会に理事を派遣できる。⁽⁵⁾理事は、発言権を有するが投票権はない。

13. オブザーバーは連合または理事会の推薦で総会に招かれてもよい。しか

し、発言権だけである。総会議長の公認が必要である。

14. 委任状の確認は、副会長、事務局長、会計担当理事から成る委員会で、総会の前に行なわれる。いかなる論議の場合も事務局長は、その論議を総会に提出しなければならない。

15. 総会の議長は国際柔道連盟の会長か会長が欠席の場合は、前任の順序に従って選ばれた副会長によって主宰される（第12条）。

16. 総会の議長は事務局長か事務局長が欠席の場合は、国際柔道連盟の副会長のうちの1人の助けを借りる。総会の決定は、少なくとも連盟会員の半数が出席か代表がある場合と少なくとも3つの大陸連合の代表を含む場合にのみ有効と見なされる。

17. 1つの連合からの1つの国内柔道連盟は、総会に出席している同じ連合からの他の国内柔道連盟に託した正式に認可された委任状により代表にされ得る。しかし、その代表は自国分も含めて2票の投票しかできない。

18. 執行委員会 (the Executive Board) の会員は、その資格としては投票権がない。

19. 総会は過半数の投票で決められる。投票は一般的に挙手か点呼により行なわれる。特別に重要あるいはデリケートな選挙または質問に対して、また3人の会員 (Congressmen) が要求するときはいつも、投票は秘密投票で行なわれる。

20. 投票の結果が半々の場合は会長または会長が欠席の場合は、彼の代理により投票がなされる。

21. 総会のための召集通知は書留航空便で、会長か事務局長により発送される。この召集通知は少なくとも総会予定日の3カ月前に発送されることになっている。

第9条 臨時総会

1. もし少なくとも半分の国内連盟会員——つまり、少なくとも3つの異なる大陸連合からの連盟よりなる——が、そのように要求したとき、また理事会

が必要だと判断したとき、臨時総会は理事会によって選ばれた町で、会長と事務局長により開催される。

2. そのような総会が、少なくとも半分の国内連盟会員——つまり、少なくとも3つの異なる大陸連合からの連盟よりなる——に要求された場合、総会は要求が書留航空便により送られ、その総会を開く理由が書かれた書留航空便を国際柔道連盟の事務局長が受け取った日から3カ月以内に開催しなければならない。

3. その会議のための議題は、総会開催の理由を示さなければならない。

4. 臨時総会の討議と決定は、通常総会と同じ効力、同じ条件を持つものである。

第10条 理事会

1. 理事会は、会長、副会長、事務局長、副事務局長、会計担当理事、スポーツ担当理事、副スポーツ担当理事から成る。

2. 理事会の構成メンバー——副会長を除く——は、少なくとも総会で選ばれた地位に4年在職するものとする。任期満了の際は、メンバーは再選を申し出てよい。

3. だれも、理事会で2つ以上の職務を同時に持つことはできない。

4. 上記の4年任期のための選挙は、次のように2年間ずつに分かれている。

5. 総会で、4年任期の事務局長、会計担当理事、副スポーツ担当理事が選ばれたときは、4年任期の会長、副事務局長、スポーツ担当理事は次の総会の際に選ばれる。その総会は、事務局長、会計担当理事、副スポーツ担当理事が選出されてから、およそ2年後に開かれる。

6. 理事会で選ばれたどんな地位の任命も、国内柔道連盟会長によって正式に署名され、事務局長に送られなければならない。このことは、事務局長により配布された召集通知の受け取りから30日以内であること。すべての国内連盟会員が彼らの意見を総会代表に知らせるために、事務局長はこれらの任命を、

総会の予定日の少なくとも3週間前に配布する。任命は、総会の議場では受け入れられない。

7. けれどももし、その任期が次回の総会の前に満了となれば、国際柔道連盟理事会の会員の任期は、自動的に次回の総会まで伸ばされる。もしも、退職または他の理由のために、会長または副会長以外の地位が空席となった場合、理事会は交代を互選してもよい。それにより選ばれた者は、次の総会まで在職する。その総会は、理事会により承認または選ばれない。もし、そのように認められたら、共同選択された者は、従来の方が選ばれてきたように、任期満了まで務めるものとする。

8. 一般的規則として、理事会は少なくとも1年に1回は開かれる。特に、総会の開かれる前は、理事会の集会は、しかしながら、会長が会長事務所の同意によりまたは会長が必要だと判断したとき、または理事会構成員の過半数が要求したときに開かれる。

9. どんな理由により、理事会の集会があるときはいつも、必要な決定が手紙か電信の交換により行なわれる。

10. 理事会は総会と総会の間、国際柔道連盟の活動に関するすべての決定を作成する。そして、それらを承認する。また、緊急でないものは会長事務所か会長自身で引き受ける。

11. 理事会は単純過半数 (simple majority) により、そのすべての決定を行なう。票が同数の場合は、会長もしくは会長の代理者が票を投じる。

12. 有効と見なされるためには、いかなる理事会の集会も少なくとも過半数の出席を要し、会長または会長が欠席の場合は、前任順に副会長のうちの1人が議長を務めること。

第11条 会長

1. 会長は総会で選出される。会長は国際柔道連盟を指揮し、それを代表する。

2. 退職または他の理由により会長がいない場合は、会長の職務を次回の総

会まで、先任順に前会長の次に位置している副会長が務めることとする。

第12条 副会長

1. 副会長はそれぞれの大陸連合により選出され、解任される。副会長は先任順により位置づけられている。副会長は会長を助け、必要なときは先任順により会長となる(第1副会長ヨーロッパ、第2副会長アジア、第3副会長汎アメリカ、第4副会長オセアニア、第5副会長アフリカ・マダガスカル)。

第13条 事務局長

1. 事務局長は、総会で選出される。事務局長は事務官としての仕事。連合および国内柔道連盟との関係に係わりを持つ。事務局長は、副事務局長の助力を受ける。

2. 国際柔道連盟の事務局長事務所は、事務局長が在任する都市に置かれる。

3. 事務局長の提案により、理事会は事務官(Administrative Secretary)を任命してもよい。その事務官は投票権がなく、事務局長が在任している都市に住んでいて、その事務所と理事会の集会に出席するものとする。

4. 事務局長は総会用に、事務局の活動についての報告書を提出するものとする。

第14条 会計担当理事

1. 会計担当理事は総会で選出され、国際柔道連盟の会計に責任を持ち、通例の計算書をつけることに責任を持つものとする。

2. すべての支出は、事前に会長もしくは2人の理事の承認を受けるべきである。

3. 会計担当理事は、総会のために、国際柔道連盟の財政状況についての報告書を提出すること。

第15条 スポーツ担当理事

1. 国際柔道連盟の競技活動は、総会で選出されたスポーツ担当理事および副スポーツ担当理事により管理される。彼らは、1つの連合に1人ずつ、連合

により選出された技術助言者 (technical advisers) の助力を受ける。技術助言者は、スポーツ担当理事および副スポーツ担当理事と同格であり、このスポーツ委員会の委員長は、スポーツ担当理事とする。技術助言者の選択は、委託され、理事会の承認を得て、総会により批准されなければならない。

2. スポーツ担当理事は、総会のために、彼らの活動報告書を提出しなければならない。

第16条 会長の事務所

1. 会長の事務所は、会長、第1副会長、事務局長、会計担当理事およびスポーツ担当理事より成る。集会は会長の要求により、事務局長により召集される。

2. 会長事務所は、特に重要な問題に関し、緊急を要する場合に審議をし、決定をする。しかしながら、いかなる決定も書面で、理事会に批准のための提出をするか次の理事会の集會に提出されなければならない。

第17条 連盟年度

1. 連盟年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第18条 収入と支出

1. 国際柔道連盟の運営と管理費 (administrative expenses) は、毎年の連盟会員の会費、寄付金および他の財源からの送金により賄われている。

2. それぞれの連盟会員は、総会により決められた年間会費を毎年その年の3月31日までに、会計担当理事に支払わなければならない。

3. 1つあるいはそれ以上の連盟会員が期限を過ぎても会費を国際柔道連盟およびその (またはそれらの) 連盟が所属する大陸連合に支払わない場合は、国際柔道連盟のもとで開催されるオリンピック、世界選手権およびその他の大会に出場できないものと見なす。

4. 国内柔道連盟と大陸連合は世界選手権大会、オリンピック競技、大陸間大会および大陸連合主催の選手権のような国際試合の総収入のうち、総会で規定された手数料を国際柔道連盟に支払うものとする。

5. すべての国際柔道連盟の理事、つまり、理事会の組織員は、自由に任務を申し出るものとする。——しかし、旅費および生活費は国際柔道連盟から支払われる。それは、すべての会議と使節の費用が他の組織より支払われない場合である。他の組織によって、その費用が負担される会議、公務を除いたすべての会議、公務の際には、旅費・日当は国際柔道連盟より負担される。

6. 技術助言者の移動費用は、その連合により引き受けられる。

7. 世界選手権大会と大陸間選手権大会のすべてのテレビ、ラジオ、映画および写真の権利は、国際柔道連盟の唯一の所有とする。これらの権利は、理事会の文書での同意なしには売られたり、交渉したりできない。理事会はこれらの権利を売却したり利用したりする交渉権を代表する。しかし、理事会は権利の売却により得た収入を利用する最終的な決定のすべての責任を負うものとする。

第19条 会計監査

1. それぞれの総会の最中に、会計監査のための委員会の選出を行なう。会計監査委員会は、それぞれの連合から1名ずつ、計5名のメンバーから成り、そのメンバーは総会に出席している代表の中から選ばれる。その者は、国際柔道連盟内のいかなる財政的な職務にもついていない者とする。

2. この委員会は、会計状態の監査結果を総会に報告するものとする。

第20条 除名—辞職—出場停止

1. 国内柔道連盟は、次の理由のうちの1つにより国際柔道連盟から追放される。

(a) その連盟の大陸連合からの除名の結果として——しかしながら、その連盟の所属する大陸連合から除名された国内柔道連盟は、国際柔道連盟に訴える権利を有している。

(b) 3年間会費を支払わない場合——しかしながら、除名は関係連合の同意を要する。

(c) 総会の過半数の決議に基づいて。

2. いかなる場合にも、国内柔道連盟は国際柔道連盟から、その所属する大陸連合の同意なしには除名されることはない。

3. 要求された期日までに、年間会費を国際柔道連盟に支払わない国内柔道連盟は、自動的にすべての国際試合に出場停止となる。その期間は、すべての会費の支払いが完了するまでである。

4. 総会により決められた日にまだ、全額未支払いの国内柔道連盟は、総会の仕事に参加できるが、投票権はない。

5. ある1つの国内柔道連盟は、除名・辞職または他の理由を通して、国際柔道連盟を離れても、残りの全金額を国際柔道連盟に納入しなければならない。あわせて、国際柔道連盟へその義務と責務 (duties and obligations) を履行しなければならない。

6. もし、ある国内柔道連盟または個人会員が国際柔道連盟の法規あるいは他の規律に違反をすれば、国際柔道連盟は関係連合の同意と仲介者を通し、国際柔道連盟の法規により、その国内柔道連盟および個人会員の活動を拘束もしくは一時停止してもよい。

7. 国内柔道連盟の1つに関して、大陸連合によりなされる除名を除くすべての行動は、国際柔道連盟により、この行動の承認を伴うものとする。

8. 国内柔道連盟が競技関係 (sporting relations) を持つことを禁じられているのは、国際柔道連盟の会員国の意見を異にする組織あるいは会費未納または法規上の理由のために出場停止にされている国内柔道連盟である。もし、会員国がそのようなことをすれば、すぐに出場停止にされ、総会に報告される。そして、この総会で必要な法的な処置がなされるであろう。

9. これに反し、すべての国々で柔道の発展に尽し、技術的レベルを向上させ、まだ国際柔道連盟の会員でない国々との友好的な競技関係は認められている。

第21条 段位

1. 国際柔道連盟は、国内柔道連盟によりその連盟の昇段が許可された人に

公式に与えられた段位のみを認め、その他は認めない。ある連盟は、他の連盟にその連盟の同意文書なしには、段位を許可してはならない。この同意なしで授与したいかなる段位も、国際柔道連盟には認められない。

第22条 名誉会員

1. 総会は、連盟に功労があったまたはあるであろう人に名誉会長または名誉会員の称号を授けることができる。そのような地位の任命は、理事会により、総会に提出される。

2. 名誉会長と名誉会員は、総会と連盟の表明 (manifestation) に参加する権利を有する。

第23条 法規修正

1. 現在の法規に含まれていないいかなる事に対して、理事会は総会の決定に従って処置してもよい。また、次の総会に承認されるために提出しなければならない、必要な決定をしてもよい。

2. これらの法規は、国内柔道連盟の過半数の賛成により有効となる。

3. 今後の修正は、総会の過半数の賛成を得なければならない。

第24条 解散

1. 解散の場合、国際柔道連盟の財産および基金は会員に分割されるものとする。

4 国際柔道連盟医事小委員会

1. 構成

国際柔道連盟医事小委員会は、各大陸連合からの会長および医師で構成され、どの大陸でも会長はその連合の医事小委員会の会長となる。

医事小委員会の会長は、国際柔道連盟の理事会によって任命され、辞職あるいは理事会により解任されるまで在職する。医事小委員会の会長は、ある1つの連合の医師であってもよい。

医事小委員会のメンバーは、各大陸連合により、国際柔道連盟理事会に推薦

される。そして、一度、国際柔道連盟理事会によって任命をされたら、理事会により解任されるか、本人が辞表を提出するまで在職する。

注意——ある大陸連合が、その連合の医師の解任あるいは交代を要求した場合、機会があり次第、理事会により必ず考慮されなければならない。

2. 義務および機能

- (1) 要求されたときすべての面で医事問題に関して、国際柔道連盟に助言を与えること。
- (2) たとえ要求されなくても、国際柔道連盟会長または理事会に医事小委員会が必要だと思うときは、いつでも助言を申し出ること。
- (3) 医事問題に関して、理事会もしくは総会が制定するために必要などんな法規も理事会に勧告すること。
- (4) 世界選手権大会とオリンピック大会あるいはそのどちらかがあるときは、いつでも医事シンポジウムを組織すること。
- (5) 国際柔道連盟の副会長と組織委員会に協力して、国際柔道連盟主催のあらゆる試合のドーピング規制 (Anti-Doping Control) の方法ならびにテストに責任を持つこと。

5 ドーピング (Doping)

1. 定義

ドーピングとは、競技者の肉体的および精神的状態を人為的に増進する効果を持つ可能性のある特定の物質を競技者に使用もしくは競技者に供給することである。それにより、競技者の競技を増進するもので、競技の前にも、競技中にも使用を禁じられている。

2. 禁止物質

この規約 (code) の目的のために、禁止されている物質は、国際オリンピック委員会により禁止されている物質の、現在のリストに載っているものである (あるいは載るであろう)。そのうち、次の例はただ抜粋であり、決定的とは

考えられていない。

(a) 精神運動興奮薬類 (Psychomotor stimulant drugs)

たとえば、アンフェタミン、メチルアンフェタミン、ベンツフェタミン、メチルフェニデイト、コカイン、ノルシュードエフェドリン、ヂェチルプロピオン、フェンヂメトラジン、エチルアンフェタミン、フェンメトラジン、フェンカンファミン、プロリントアン、その他関連化合物。

(b) 交感神経作動アミン類 (Sympathomimetic amines)

たとえば、エフェドリン、メチルエフェドリン、メトキシフェナミン、その他関連化合物。

(c) 種々の中枢神経系興奮薬類 (Miscellaneous central nervous system stimulants)

たとえば、アミノフェナゾール、ベミグライド、レプタゾール、ニケタミド、ストリキニーネ、その他関連化合物。

(d) 麻薬性鎮痛剤類 (Narcotic analgesics)

たとえば、ヘロイン、モルヒネ、メタドン、デキストロモラミド、ヂピパノン、フェチジン、その他関連化合物。

(e) 蛋白同化ステロイド類 (Anabolic steroids)

たとえば、ノルエタンドロロン (商品名=ニレバル [Nilevar]), スタノゾノール (商品名=ストロンバ [Stromba]), メチルテストステロン (商品名=ダイアナボール [Dianabol]), エチルエストレノール (商品名=マキシボリン [Maxibolin]), その他19-ノルテストステロンのエステル類。

ドーピング物質とみなされる物質について疑いがある場合、医事小委員会または国際オリンピック委員会の医事委員会に問い合わせなければならない。

どんなルートにせよ、競技者または他のどんな人により競技開始の2日以内に行なわれた薬物の投与は、競技の開始前に文書で医事小委員会に申告しなけ

ればならない。

禁止物質の使用を正当化する如何なる医学的な理由も受け入れられない。

3. ドーピング規制 (Anti-Doping Control)

ドーピング規制は、医事小委員会により、国際柔道連盟の主催で、すべての試合で行なわれる。

要求されたとき、ドーピング規制の検査を拒否したり、医事小委員会または理事会に対して、如何なる認められない理由で検査を受けない競技者は、禁止物質を使用したものと判断され、そのように扱われる。

4. 抽選方法 (Drawing Procedure)

国際柔道連盟の普通の検査手続きは、それぞれの階級のメダリスト全員とそれぞれの階級のメダリスト以外の競技者から無作為抽出した4人の競技者に対して、検査される。

上記の人数は、それぞれの階級から最小限4人に減らすことができる。その4人のうちの1人は優勝者 (the overall winner) で、他のもう1人はメダリストのうちの1人でなければならない。検査される他の2人は、その階級の中のすべての競技者の中からくじ (lot) で選び出される。

団体戦の場合は、準決勝に残った4チームのそれぞれから1人の選手がくじで選ばれる。

どの競技者が検査をするかを定める抽選は、それぞれの階級で4人のメダル獲得者 (団体戦の場合は、4つの団体) が、はっきりした段階に達した試合の後に行なわれる。それから、抽選が、準決勝に残らなかったすべての選手または団体間で行なわれる。そして、選手の抽選はできるだけ早く知らせる。メダリストから選ぶ際には、抽選は等しく封印された抽選用紙で行なわれる。抽選される1つの用紙は、1つの封筒に封印され、他の3枚の用紙 (抽選に使われなかった) はもう1つの封筒に封印され、そのように印がつけられる。

もし、選ばれた選手またはその選手が要求すれば、中に3人の抽選されていない人の名前がある封筒は、公平を証明するために開封されてもよい。もし、

要求がなければ、テストサンプルが取られた後は、この封筒は破り捨ててよい。

決勝戦のはじめに、1枚の当りの抽選用紙の入っている封筒は開封され、選ばれた競技者にできるだけ早く、遅くとも表彰式の直後までに、その旨を知らせる。

5. サンプリング方法 (Clinical Procedure)

競技者は、医事小委員会で承認された同じ番号のフラスコを2つ選ぶ。その2個のフラスコは同じコード番号と「aとかb」の文字が記してある。競技者は、医師の監視の下で、1つのフラスコに尿を満たす(50ml以上)。もし、競技者が相当の時間を与えられても排尿できなければ、その事実は、医事小委員会で記録され、医事小委員会の委員長は、それからの処置を決定する。

医師は、尿の半分を2つ目のフラスコに注ぎ、両方のフラスコを封印する。医師は、競技者とその代表にフラスコが正しく封印がなされているかを確認する機会を与えなければならない。

医師は、フラスコのコード番号を記載し、競技者とその代表は、その番号が2つのフラスコに書かれたものと一致するかを確認する機会を与えられなくてはならない。

6. 処罰

ドーピング規制検査がプラスに出た場合(医事小委員会の基準に達する程)は、その競技者は自動的に、

- (1) トーナメント戦から
 - (a) 資格の剝奪
 - (b) 順位といかなる公式記録の剝奪
 - (c) いかなるメダルあるいは受けた(受けるであろう)賞品の剝奪
- (2) 国際柔道連盟から

約2年間出場停止(この期間に次の世界選手権またはオリンピックを含む)それに、どんな国際試合にも出場できない。

さらに、そのような競技者は、一生国際試合から追放され除名をされる。そのような一生に亘る除名は、国際柔道連盟の総会の批准が必要となる。

チームまたは派遣団の役員との共謀関係が認められたときには、当該国の連盟 (the National Member Federation) は、国際柔道連盟からの停止あるいは除名処分を受ける。そのような、一生に亘る除名は、国際柔道連盟の総会の批准が必要となる。

- 訳注(1) 原文では、「Duties and/or Functions」となっている。以下の条文にも「…… and/or ……」なる箇所が至る所にあるが、文意が損われなければ、その訳は、「または」か「および」に統一をした。
- (2) 第10条6項に、「……in order that all Member Federations may inform their Congress delegates of their opinions.」とあるごとく、「National Member Federation」, 「National Federation」, 「Member Federation」, 「Each member National Federation」は、すべて「国内柔道連盟」と解せる。しかし、数カ所を除いては、そのまま「連盟会員」「国内連盟会員」とした。
- (3) 原文は、「The Congress elects the Directing Personnel and approves or not their actions since the preceding Congress (“leur donne décharge ou non”), ……」とあり、「彼らを解任するか又はしないか」という仏語がそう入されている。しかし、この部分は省略をした。
- (4) 原文は、「……, report of the accounts sub-committee and of the Sporting Directors, approbation (“décharge”) of the member of the Directing Committee and ……」とあり、「解任」なる仏語がそう入されている。しかし、この部分も省略をした。
- (5) 原文は「…… by its Directing Committee whose members will have the right to speak but not to vote.」とあるので、理事は1名ではなく、複数であることが、理解できる。

II

以下は、上記の1から5までの各規程の理解を容易ならしむるために、それぞれの条文について、本来の解説に留まらず、必要最低限の要旨を記し、条項ごとに叙述・検討（一部の条項は省略）をしたものである。

10

1の解説

国際柔道連盟審判小委員会 (International Judo Federation Refereeing Sub-Committee) は6名の委員で構成され、その位置づけは理事会の下部組織となっている。この委員は、I. J. F. の公認審判員の有資格者の中より、理事会によって任命されることになっている。この小委員会の議長と副議長は各委員互選によって選出をするのではなく、「理事会 (理事数は11名) によって任命される」とある。この条項はたいへん重要である。なぜなら、理事11名中アジア連合からの選出理事は2名であるので、理事会の運営はどうしても理事の多数を占める欧州連合の意見が強く反映されてしまうからである。それゆえ、正・副議長の任命についても会長、第1副会長、事務局長、会計担当理事などのいわゆる欧州勢の力強い支援が必要となってくるわけである。これがために、1974年からの国際級の大会は、いわゆるポイント柔道となり、その本質を歪めてしまう可能性のある方向へ柔道が移行した (している) のは、ここに起因しているのである。

このことについては、オリンピックなどの世界的な大会で、全階級の制覇のみにその目標を置き、その結果として、総会および理事会での発言権を強くしていくことだけに固執するのではなく、アジア連合の組織をもっと強固なものとする必要がある。すなわち、各種大会などを通じて、柔道の原理などを諸国に啓蒙するなかで、その理解国・同調国を増していく地道な努力も必要となってくるのである。このことが、アジア連合からの選出理事を多く輩出させることにも、つながると考えられる。現実には、規約にもあるように、最終的な決定は多数決の原理どおりに連盟の運営がなされてきたし、これからもなされて行くことは自明の事柄であるからである。

いま、理事会が、このメンバーを任命するに際して考慮しなければならない

事項としては、「(1) I. J. F. の公式国語 (5カ国語) のうち少なくとも1カ国以上の国語に堪能である公認審判員の中から。(2) 公認審判員の思想が厳正中立で審判に必要な知識と能力を兼ね備えている者の中から。」となっている。

オリンピック憲章の第10条に「⁽⁴⁾国際オリンピック委員会(以下、時にはI.O.C.と略称をする)は、自国に対する委員会の代表者であって、委員会に対する自国の代表ではない。」とあるが、これと同様に、各委員は、彼らが所属する国内柔道連盟とか大陸連合からの代表ではなく、むしろ、国際柔道連盟の利益代表でなければならないことをうたっており、試合の判定が感情に左右されないような配慮がなされ、国際的な視野に立って柔道を規定していることが判る。このことに関し、柔道の判定においては、じゅうらい直接的な不正なジャッジを見聞していない(審判能力が未熟なための誤審は多々ある)が、体操とかフィギュア・スケート界では、自国または同じ政治的ブロックを考慮して、不正な採点や点数の取引が行なわれているようであり、現に、ソ連スケート連盟は不正をしたとして、国際スケート連合から向う1年間の出場停止処分をうけたということが報道されている(中日スポーツ、昭和52年6月3日紙上)。

つづいて、審判小委員会の義務と機能についてであるが、たとえ、会長とか理事会より要請があろうが、またはなかりうが審判の問題に関するすべての事柄を、彼らに勧告しなければならない責任を持っている。以下に、その勧告をする場合を要約して列挙しよう。

- (1) 審判・試合および競技規則上の諸問題について、会長または理事会に助言をすること。
- (2) オリンピック・世界選手権大会の前に、大陸連合内に審判講習会を組織して、審判員の能力・知識の向上をはかること。
- (3) オリンピック・世界選手権などの審判員を理事会に推薦すること。
- (4) 国際柔道連盟公認審判員資格試験を実施すること。
- (5) オリンピック・世界選手権などで役目を務める審判員を組織し、審判員の割りふりとか順番を決定するとともに、試合の判定の全責任を負うこ

と。

2の解説

国際柔道連盟の審判員は公認審判員 (referee) と仮の公認審判員 (Provisional referee) の2つに分けることができる。この審判員を各大陸連合および国別に分類したものが表1である。現在 (1974年) の有資格者は51名であり、その者

表1 各連合及び国別の審判員数

審判	連合	ヨーロッパ	アジア	汎アメリカ	アフリカ・マダガスカル	オセアニア
I. J. F. 公認審判員		フランス 3 オランダ 3 イギリス 3 ドイツ連邦共和国 1 ソ連 1 ベルギー 1 イタリア 1	3日本 3中華民国 3大韓民国	11アメリカ 3カナダ 1グアテマラ 1ブラジル 1プエルトリコ	2オーストラリア 1	
(41名)		(13)	(15)	(12)	(1)	
I. J. F. 仮の公認審判員			3中華民国 2日本 1大韓民国	3アメリカ 2カナダ 1ブラジル	2	
(10名)			(6)	(4)		

出所：I. J. F., *op. cit.*, pp. 8-9 を参照。

の所属国の内訳は、過去のオリンピックとか世界選手権などの上位入賞国または全階級の参加国に多いし、その国の国内連盟の組織化も比較的古い時代に成された、という一様な特徴がある。しかしながら、ソ連にはこのことが該当せず、余りにも審判の有資格者が少なく、1名である。このことは他の部門でも同様であり、I. J. F. の最高審議機関である理事会にも1人の代表を送っていないからなのである。もちろん、理事とか審判員の資格を取得するためには、まず所属連合の同意・推薦が必要であるし、審判能力・会話力なども問題となってくる。それにしても、ソ連という国は不可解である。スポーツの分野においても、元来、開放的でないお国柄なのであろうか。この検討は、課題として

残されよう。

ともあれ、ここで、この審判員の資格を取得するための志願者の条件について述べることにする。その条件は、3つに分類することができる。

- (1) 志願者の年齢は、25歳以上60歳未満であり、少なくとも10年以上の柔道経験を積んでいなければならない。
- (2) 志願者は、その者が所属する国内連盟の所属する大陸連合の審判員でなければならない。また、その国内連盟と大陸連合の承認が必要である。
- (3) 志願者が所属する国内連盟が存する国の国民でなければならない。

つぎに、国際柔道連盟の審判員の資格を取得するための試験の内容についてふれる。その内容は9項目に分類されており、100点満点のうち80点以上が合格となる。このことを、橋本氏の論文⁽⁵⁾より引用させて戴くと、「第一項の『声』は、試合者だけでなく、観客にもよく理解できるような明確な大きな発声でなければならない……に始まり以下、『態度』『振舞、試合者との位置の取り方』『審判員の動き』『反則に対する処置』『柔道技術及び試合についての判定の能力』『理解度(この項だけ20点)』『ジェスチャー』『副審の判定・決断』とある。

以上のような観点より、国際柔道連盟の審判員の試験がなされる。まず、仮の公認審判員試験であるが、試験官は審判小委員会委員(6名)のうち少なくとも2名で、その試験官は「同じ大陸連合出身の者どうしてあってはならない」と、規定されている。試験の実際の場合は「大陸選手権大会の最少の重要度の大会がある際に行なわれる。(Examinations for provisional I. J. F. referees certification will take place only at events which are of a degree of importance of a minimum of Continental Championships.)」とあるごとく、オリンピック・世界選手権に準じた、各大陸間または大陸内の対抗試合などがその範ちゅうに入るものと考えられる。

ところで、1971年ルドウィグスハーフェン市で開催された第7回世界柔道選手権大会の前哨戦として、欧州の高校生による柔道大会が行なわれたが、これが前記の例となる。橋本氏によれば「この大会の審判がいわゆる国際審判員と⁽⁶⁾

なるためのテスト審判であり、三十数名中、十六名が合格したとのことである。」という報告をされている。このような試合で審判をし、上記のような9項目の視点からの評価がなされ、80点以上を獲得した受験生が合格をするわけであるが、最終的な資格の認定（これを再審査というが）は、審判小委員全員の承認がなくてはならない、と規定されている。

この規定よりすると、国際柔道連盟の仮の公認審判員となるためには、① 2人の審判小委員の採点によって、80点以上の成績を取得しなければならない。② その上、3分の2（4名）の審判小委員のもとで——オリンピックまたは世界選手権の席上で——2人の公認審判員と共にジャッジをするなかで評価がなされ、合格をしなければならない。ただし、3分の2以上での採点の場合は、大陸選手権の際でもよいとある。

以上のことよりすると、仮の公認審判員となるためには、少なくとも2つの大きな関門をくぐらなければならない、たいへん厳しい規定となっていることが判る。もっとも、この仮の公認審判員から上級の資格すなわち、オリンピックおよび世界選手権の晴れの舞台上で審判ができる公認審判員の資格を取得するための規則は、規定されていない。しかし、以下のような報告がある。「審判小委員会の委員が全員参加する世界選手権、オリンピック柔道の機会に仮公認審判員に審判をさせ、適格と確認した時、正式に公認することになっているが、⁽⁷⁾……。」

いずれにせよ、審判員への道程は——オリンピックは4年に1度、世界選手権は2年に1度ではあるが、回数が余りにも少ないので受験の機会が余りなく、この意味でも厳しく、狭き門と考えられよう。

また、実際のオリンピック大会などでの審判で、審判員が20名以上必要なときには、5名までは仮の公認審判員が含まれてもよく、20名以下の場合は、「公認と仮の審判員との比率は4対1でなくてはならない」と規定されている。ちなみに、本年9月のバルセロナでの第10回世界柔道選手権大会の審判員は、昨年12月のマドリッド市での審判小委員会で15名と決定をしているので、このう

ち、3名は仮の公認審判員でも良いことになる。その内訳は、「欧州連合5名、アジア、汎米連合各4名、オセアニア連合2名、アフリカ・マダガスカル連合0、⁽⁸⁾となっている。このように、審判小委員会は審判員について、それぞれの大陸連合へその員数だけを知らせ、各大陸連合の責任で、各加盟国の I. J. F. 公認審判員の員数その他を勧告して決定をするいわゆる員数割当制度を採用しているのである。しかし、1975年当時は、員数割当制ではなく、指名割当制度を採用していたようであるが、これは、各国の審判員のレベルが向上し、均一化がなされたということにより、この制度は廃止になったものと思われる。なぜなら、審判の有資格者に均等に審判をする機会を設定していくことが、柔道の国際的な発展につながるものだと確信をするからである。ちなみに、上記大会へのアジア連合からの審判員は「松本安市、夏井昇吉(日本)、南連施(大韓民国)、⁽⁹⁾廖運成(中華民国)の四氏」とある。なお、念のために添えるが、規約にもあるように、この審判員の選出に当って、当然 I. J. F. の公式用語の堪能な者が優先されたであろうことは、想像に難くないのである。

一方、国内すなわち全日本柔道連盟の規約には、審判員資格試験のための制度および審判員の類別については明文化されていない。しかし、年に1度は、中央および地方の柔連の主催で、高・中段者の審判能力および試合規程の研究のための講習会が開かれ、資質の向上を図っているのが、現状である。

しかしながら、全国または地方に限らず、実際の大会の審判員には、ある一定の共通性が見うけられるのである。それゆえ、このことについて、筆者なりの見解を列举してみよう。

- (1) 出場選手よりも、上位の段位の保有者であること。
- (2) 柔道の修行年数、柔道に対する識見、能力それに人格ともに勝れている者。
- (3) 全日本選手権者または日本の代表選手になった者で、過去の業績が相当に顕著である者。
- (4) 所属している柔連からの推薦がある者。

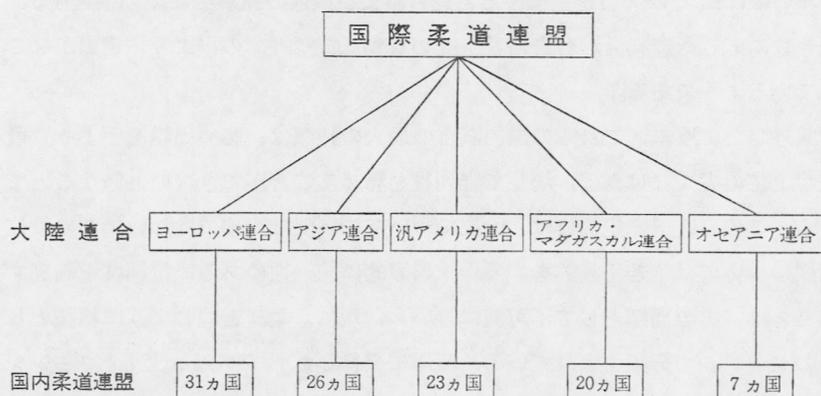
ここで、本年の全日本柔道選手権大会に、例をとり説明する。審判員は9名であり、このうち6名が八段、3名が七段であった。この中には4名の全日本柔道チャンピオンが含まれている。そして、その平均年齢はおよそ50歳であった。出場選手36名中、最高段位は六段(1名)であった。このような全国的な大会の審判員の決定は、10名の委員よりなる「選考委員会(委員長は栗原民雄九段)」で、各県の柔連より推薦された者の、昨年および従来成績などのすべてを勘案して、決定されているという(講道館の事務局員談)。また、地方大会においては、その大会を主催する各連合および県連の理事会(常任理事会)で、試合数に応じた審判員が有資格者(一応の基準は五段以上)の中より、選出がなされているようである。

前述したように、これらの国内試合の最大の特徴は、必ず出場選手よりも段位が上位の者でなければ、決して審判員を務めることができないということである。この点、国際規約では、段位についての制限は明確ではない。この段位制度については、若干後述をするが、国際的に統一性のある段位制度を確立することは、実際問題として不可能に近いし、現に、柔道と同じように格技としてのジャンルで分類をされている、西洋で発祥した「レスリング」「フェンシング」「サンボ」では、段位を全く認めていない。確かに、審判員には、年齢と経験年数の制限はあるものの、段位については一言も付されていないのである。こんな所にも、その原因があるのかも知れない。あるいは、I. J. F. 加盟国の中には、段位を認定(重要視)していない国もあるのかも知れない。なぜなら、国際規約には、各国内柔道連盟は、それを制度化しなければならないとの規約はないし、I. J. F. では現に、試合上の問題とはいえ、国内では考えられないケースである、紅帯と白帯での試合が、勝負の判定が明確であるとする理由により、公認されているからである。この紅帯は、国内では、九段以上の最高の柔道家でないと締めることができず、現行の国内規約では、信じられないような規定化であるといえる。

3の解説

〔1〕 1951年に創設された国際柔道連盟は、それぞれの加盟国内の1つの柔道連盟から成っており、その加盟国を地域別に5つのブロックに分けて、それぞれの大陸連合を構成している。

図1 国際柔道連盟の構成 (1977年現在)⁽¹⁰⁾



出所：I. J. F., *op. cit.*, pp. 14-27を参照。

この国際柔道連盟は、非政治的な団体であり、民族とか宗教の相違による差別をしないとある。さらに、明治15年に、嘉納治五郎が創始をした講道館柔道を正統な柔道であると定義している。これは、近代柔道の始祖嘉納が唱えた柔道の技法・思想を国際柔連の根本的な理念としていることが判るのである。

いま、嘉納の遺訓による、講道館柔道の意義・目的をみると、「柔道は心身の力を最も有効に使用する道である。柔道の修行は攻撃防禦の練習に由って身体精神を鍛錬修養し斯道の神髄を体得することである。さうして是によって己を完成し世を裨益するが柔道修行の究意の目的である」とある。国際柔道連盟の目的は、5項目に分けて説明がなされているが、その大意は、「嘉納治五郎

の柔道の技法・思想をいろいろな大会を通じて、全世界にあまねく普及・浸透させ、これを通じて全世界の国々が友好と連帯に結ばれること」をうたっている。嘉納はその文末で、柔道の修行を通して会得したものを個人の利益のみに帰するのではなく、それを広く社会に還元するところに、その終極の意味がある、と述べているのである。嘉納が講道館柔道を創始して以来、100年を迎えようとしている今日でさえ、この両者の目的は大いに共通性が見い出せるのであり、これを敢えて一言でたとえるならば、「自他共栄」の精神という言葉で代替ができるのではなからうか。すなわち、嘉納の根本思想は「自他共栄⁽¹¹⁾(mutual welfare and benefit)」と「精力善用(maximum efficiency)」に大別することが可能であるので、その一方の思想が今日でも、世界の柔道の一つの目的として概念化されていると考えても、決して過言ではあるまい。この原理に比し、もう一方の思想は、「勝負^{カチマケ}」という内容で柔道を捉えた場合、必ずしも適合するとは限らず、むしろ、勝負の前段階の技の理合の原理と考えられ、直ちに実践に結びつく理論でも、勝利至上主義の社会風潮に直結する思想でもない。その定義から外されているのではなからうか。しかしながら、1955年以降の高度経済成長政策による、その反動として、心の問題がクローズアップされ、多くの課題が問われている今日、この2つの思想の社会への展開は重要となる。また、今後の国際柔道連盟の思想的な基盤を確固たるものにするためには、少なくともこれらの思想は不可欠の原理となり、これを切り離して別個に取りあげることは、後顧に憂いを残すことにつながると考える。いま、国際規程⁽¹²⁾における試合審判規程などを検討してみても、本来の柔道とかけ離れた部分が見うけられる。それゆえ、もう一度柔道の原点に帰って、根本より再考することが必要な時期に来ているのではなからうか。

上記の国内柔道連盟における、当該国の柔道連盟のうち、2つ以上の組織が、国際柔連または大陸連合への加盟を申請した場合、それら所属国の国内オリンピック委員会または国内の最高位のスポーツ組織(前者は日本では、「日本オリンピック委員会」、後者は「日本体育協会」を指す。)のどちらかの承認を得られた

柔道組織が、それらの正式な加盟団体となる。しかし、これによっても解決できなかった場合は、「大陸連合が認定をした国内組織を代表とする」とある。このことは、他国の組織によって、国内のスポーツ組織が干渉されることとなり、決して好ましいことではない。自国のことは、国内の関係諸団体で解決をしていくことが、アマチュアスポーツの発展には欠かすことのできない要件となる。そして、一国でただ1つの国内柔道連盟が、関係大陸連合によって認可されたら、すぐに、当該柔道連盟は国際柔連の仮の会員となる。この大陸連合は、必ず2つ以上の国内柔道連盟によって組織化がなされなくてはならず、ただ、1カ国だけでは大陸連合は形成されないことになっている。その後の、国際柔連の総会で批准をされたのちに、正式な会員となる。

つぎは、当該国が大陸連合に加盟の申請をする場合、どの大陸連合に所属することが可能であるかということであるが、第3条第5項では、「ある国が地理的にある特定の大陸連合内に明らかに属さない場合または地理的連合の範囲ぎりぎりぎりにあると考えられる場合は、その国はその国が付属することを望む連合をその国に最も近い諸連合の中から選んでも良い……。」とある。たとえば(極端ではあるが)、ソ連に例をとると、周知のごとく、東西に長い国であるので、法規上では、その所属をヨーロッパまたはアジア連合のどちらを選択しても良いこととなる。同様に、アイスランド、グリーンランド、パプアニューギニア、東チモールおよび太平洋(大西洋)の諸島などの諸国(いずれも、独立国として考えた)も、その地理学的な所属の境界があまり明確ではないので、それらの国に隣接している大陸連合のどちらを選択してもよいこととなる。この選択には、当該国が隣接する諸国との歴史的な交流状況すなわち、政治、経済、言語、民族、宗教、風俗、文化、スポーツおよび交通などの関係もあるであろう。また、対象大陸連合の柔道レベル、自国のレベルなどのすべてを勘案して決定するのであろう。現に、地理学的な分類では、⁽¹³⁾クェート、サウジアラビア、イランはアジアに属するのであるが、実際には、クェートはアジア連合、サウジアラビアはアフリカ連合、イランはヨーロッパ連合にその所属を希望し

(14) ている。同様に、イスラエル、レバノンもアジアの区分でありながら、実際には、前者は1967年、後者は1971年にヨーロッパ連合に所属している。このことよりすると、必ずしも、国際柔連の法規どおりには、大陸連合の構成も成り立たず、1973年秋の石油ショック以降、世界の耳目を浴びている中東の国々の柔道も国際情勢を敏感に反映しており、ただ、地理学的な境界のみによるわけにはいかず、政治を含む複雑な要因が目立ちはじめていることが判明する。

[2] 国際柔道連盟が主催(後援)する大会——オリンピック、世界選手権——に出場できる選手の資格は、「アマチュアでなければならない」と規定されている。⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾ その資格の基準は、I. O. C. 規則 (Rules) に準じるとし、ただ単に、「選手が大会に出場したり公開の演技によって利益を得ない者を、アマチュア柔道選手とする」と定義し、多くをオリンピック憲章に譲っていることが、明らかになる。そこで、このオリンピック憲章によるアマチュアの定義をみると、⁽¹⁷⁾ オリンピック大会に、選手として選ばれる資格を持つためには、「趣味・嗜好からスポーツに専念し、それによってなんらの物質的な利益を得ない者でなくてはならない」とある他、以下の3つが規定されている。それを要約すると、(1)「現在および将来の生活を保証する基礎となる収入源を持っている場合。」(2)「スポーツに参加することによって、過去・現在にも報酬を受けたことがない場合。」(3)「それぞれの国際競技連盟の諸規程および本条の公式解釈に従っている場合。」これらの条件にかなっている者はオリンピック憲章の観点から、アマチュアと考えられる。

以上の規程をもう少し具体的にしたものがオリンピックの「参加資格規定」⁽¹⁸⁾ であり、これによると、にせアマチュアは「競技の才能があるために、政府・教育機関あるいは実業界から補助金を支給されている者である。」と明確にそれを説明している。第1の政府から補助金を支給されている者は、いわゆるステイト・アマであり、選手が国威発揚の手段に供されている場合である。第2の教育機関からは、優秀な技能を持っているために、高額な奨学金や各種の特権を提供されている者。第3の実業界からは、広告の価値向上のための採用で

あり、給料は受領をするが、ほとんど業務につかず、自由に練習に従事して各種の大会に出場している者を指すのである。少なくとも、上記の条件に該当する者は真の意味でアマチュアとはいえず、オリンピックのみならず、国際柔連が主催する各種大会には出場をする資格が無くなるわけである。その他、オリンピックに関する問題は、いろいろ考えられるが、本題ではないので、この位に止めて置く。

しかし、オリンピック競技大会は政治・人種問題・商業主義によって毒されることなく、フェアプレイと正しいスポーツマン精神という健全な基盤の上に築かれているものであることは確かである。このような理念にもかかわらず、スタグフレーションの現在、スポーツ界もその余波がひしひしと押し寄せ、財源の確保がたいへん難しくなっているのが現状である。

諸科学の進歩と共にスポーツ界の記録・技術も高度化し、尋常なトレーニングでは、世界の流れに乗ることは不可能であり、トレーニングおよびその用具などを取りあげても、経済力がなくて世界のひのき舞台への出場、好成績は考えられなくなっている。

たとえば、第21回のモントリオールオリンピックにその例をとると、メダルの獲得数の上位国は、上からソ連、アメリカ、ドイツ民主主義共和国、ドイツ連邦共和国、日本となっており、社会体制を問わず、それらの国々は経済の先進国であるといえる。このような実状ではあるが、たとえ4年に1度であっても、世界の国々の選手が同じ土俵で技を競いあうためには、オリンピック出場のアマチュアスポーツ選手は、プロスポーツ選手との一線を画するところに、その真の意味が存するので、上述の定義は当然のこととして遵守することが肝要となろう。

〔3〕 総会は、国際柔道連盟の最高決定機関であり、2年ごとに、できるだけ異なった大陸連合で行なうことになっている。このことは、ただ1つのブロックだけで何回も開催することの弊害を述べているのであり、第4条でいう、「柔道を世界各地で組織し、柔道の技術・精神を広め発展させること」とも関

連している。そこで、参考までにここ10年間(1965年~1975年)の総会の場所を例記すると、Rio de Janeiro (汎米)、Salt Lake (汎米)、Mexico (汎米)、Ludwigshafen (欧)、Lausanne (欧)、Wien (欧)の順(本年はスペインのBarcelonaの予定)となり、すべてを汎米と欧州の各連合で独占していることが明らかになる。このことは、以下で述べるごとく、総会はオリンピックまたは世界選手権が開催される都市で行なわれることになっているので、従来は上記の地区でしか、それらの大会が開催されなかったことになり、アジア連合などのブロックでは、1回だにこれらの大会が持たれなかったことを如実に物語っているといえる。

周知のごとく、4年ごとに開催されるオリンピックの際に、もしこの総会が開催できない場合は、国際柔連の本部(事務局長の所属国)——現在の事務局長はスペインのエイ・ガルシア・デ・ラ・フンテ(A. Garcia de la Fuente)であるので、スペインの都市で開催されることになる。この事務局長は、各加盟国内柔道連盟および大陸連合の事務局へ、「総会開催の3カ月前までに総会の議題を要請し、意見を求めなければならない」という職務が規定されている。また、総会開催の3週間前までに、理事会で決定された議題を上記の連盟および各連合へ送付しなければならない。この総会の議題は、以下の7つ——(1) 役員を選出 (2) 法規の承認 (3) 動議の作成 (4) 各加盟国、連合からの提案の決定 (5) 役員報告書の承認または却下 (6) 国際柔連の目的に対する質問の決定 (7) その他の討議——に大別することができる。

この総会への各国内柔連よりの代表者の人数については、2名をその代表にしてよいとする規定がある。この代表2名は総会での発言権はあるが、「投票権は2名のうちどちらか1名しかない」とある。しかし、同じ大陸連合内の国より委任をされれば、一国で最高2票(no delegate shall have more than three votes including that of the country which he is representing.)までは、投票をすることができる。また、各大陸連合は理事を出席させることができるが、これも同様に、発言権のみで投票権はない。オブザーバーも上記の理事と同様の

権限しかなく、これらの役員が出席をするためには、いずれも総会議長の公認が必要となっている。この議長には、会長がなるとあるが、会長に事故があったときは、副会長が代りに行なうとある。この際、会長は副会長か事務局長に協力を求めることができ、総会の決定は少なくとも五大大陸連合のうち、三大大陸連合からの代表者の出席があり、総加盟国107カ国（1977年現在）のうち、半数すなわち54カ国の賛成があれば成立することになっている。もし、その結果賛否が半々の場合は、会長か会長が欠席のときはその代理者が決定することになっている。

臨時総会についても、その開催の条件とか効力は、上記の通常総会と全く同様である。ただ、開催のためには少なくとも、国際柔連加盟国の半分以上の国内柔連と3つ以上の大陸連合が開催の要求をしなければならず、もし要求があれば、その日から3カ月以内に理事会で決められた都市で開催されなくてはならない、とある。当然のことながら、この場合、その開催の理由を招請状に明示しなければならないことはいうまでもないことである。

若干前述したが、申すまでもなく、総会のみならず、理事会などの各委員会の公式用語は、英語とフランス語であり、その補助用語として、ドイツ語、スペイン語、日本語の計5カ国語が使用される、と規定化がされている。⁽¹⁹⁾

〔4〕 理事会は11名の理事より成り、そのメンバーは会長、副会長（1つの大陸連合より1名であるので計5名）、事務局長、副事務局長、会計担当理事、スポーツ担当理事、副スポーツ担当理事で構成される。このうち、副会長を除いた理事（6名）の任期は4年であり、その選挙は2年ごとに、3名ずつの改選が行なわれる。副会長については、それぞれの選出母体である各大陸連合によって選出および解任される（第12条）。これは、一度に全員の理事が改選された場合（全員再任なら問題はないが）理事会としての機能がまひする可能性が生じるものと考えられる。それゆえ、たとえ3名の理事全員が改選されて、新規の理事が誕生したとしても、残りの3名の理事は改選されないことになるので、機能の停止はありえないことになるわけである。このための配慮と考えられる。

理事会は、少なくとも年1回は開かれる。また、会長、会長の事務所 (the Office of the President) および理事の過半数 (6名以上) の要求があった際も開催されなくてはならない。この効力などについては、上述した臨時総会の条項と同様であり、通常の理事会として扱われる。

この会長事務所は、会長、第1副会長、事務局長、会計担当理事、スポーツ担当理事の5名によって構成され、緊急を要する重要な諸問題を審議する場合に、会長の指示によって召集される。しかし、たとえここで決定をした事項であっても、必ずそれ以降の理事会で議題として付されなくてはならないと規制をし、少人数での独走を避けていることが、明らかになる。

〔5〕 本文では、前項における理事会を構成する会長、副会長などの理事職の職務内容について、具体的に説明をする。それゆえ、会長から順に追っていくことにする。

会長、事務局長、会計担当理事、スポーツ担当理事は、総会で選出され、このうち会長は、国際柔連を指揮し、それを代表するものであることが、まず規定されている。もし、この会長が退職などで不在の場合は、第1副会長がその職務を代行することになっている。上述したが、副会長だけは、総会で選出されるのではなく、各大陸連合より選ばれ、会長の職務を補佐することになっている。この副会長は、先任順が明確に規定されており、第1副会長はヨーロッパ連合のA.エルテル (A. Ertel) である。つづいて、アジア、汎アメリカ、オセアニア、アフリカ・マダガスカル連合の副会長の順となっていて、会長とか先任の副会長に事故がある場合は、この順序によってその代行を務めることになっている。事務局長は、総会、理事会などの議題を作成するために、各理事、各国内柔道連盟そして各大陸連合への連絡などの事務処理のすべてを受けもつものである。会計担当理事は、I. J. F. の会計に関するすべての責任を持つ。スポーツ担当理事は、オリンピック、世界選手権などの大会の運営についてのすべての責任を持つ。それに、各大陸連合より1名ずつ選出される技術助言者 (technical advisers) を含めた7名で構成するスポーツ委員会 (Sporting Com-

mission) の委員長になる。

上記の副会長を除いた、それぞれの理事は、各分野における任期中の事業活動について、総会へ報告書を提出しなければならない義務も兼ね合わせて持っている。

〔6〕ここでは会計に関する事項を主に紹介することにするが、まず連盟の会計年度については毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わることをうたっている。つぎに、国際柔連の運営と管理に要する財源についてであるが、第1の収入は各国内柔連からの会費、第2は寄付金、第3はその他の財源とに分類されている。これらをもう少し具体的にしてみると、第1の各国内柔連からの会費については、1975年のウィーン総会で8,000ベルギーフラン（約62,000円）——従来は5,000ベルギーフランであった——に値上げをされた。現在はベルギーのR. P. デルフォルゲ (R.P. Delforge) が会計担当理事をしているので、ベルギーフランで納入することになっているのであろう。そして、この会費が3年間を経ても支払われない場合、その国が所属する大陸連合の同意を得て、I. J. F. から除名がなされることになっている。このことが認められると、その対象国になった除名国は、当然のことながら、I. J. F. 主催・後援の各種大会に出場できないことになる。第2の寄付金については、個人、体育協会および財界からの援助金と考えられる。第3の主要な収入は手数料であろう。これは、オリンピック柔道競技、世界選手権、数大陸連合間の大会および大陸連合主催の各種大会での総収入のうち、総会で規定された範囲内の手数料（このことについては次稿で論究をする）が、I. J. F. に納入されることになっている。この総収入には、大会の入場料のほか、テレビ、ラジオ、映画および写真などのいわゆる報道料がその主要な部位を占めるものと思われるが、この他に、連盟発行の手引書などの利益も考えられよう。しかしながら、上記の各種大会における放送権益のうち、世界選手権と大陸連合間の選手権だけは、すべて国際柔連の所有となっている。それゆえ、それを売却するための交渉権と売価決定の権限は、すべて理事会に委ねられている。

また、国際柔連の理事、各種委員会の委員の旅費および滞在費は原則として、I. J. F. から支払われることになっている。しかし、それらの費用が、理事などが所属する大陸連合や国内柔連より支払われる場合は、その限りではないと規定されている。ただし、各大陸連合より1名ずつ選出される技術助言者だけは、その者が所属する大陸連合で経費をまかなうことになっている。

その他、連盟の活動費として必要だとして、各種委員が執行する支出のすべては、会計担当理事のみならず、会長もしくは2名の理事の承認を事前にて得てから支出がなされなければならないとしている(第14条)。そして、この支出をチェックするために、各大陸連合より選ばれた1名ずつの計5名によって会計監査委員会(Commission for the control of the accounts)が設けられ、総会で承認されたのち、その監査にあたり、その結果を総会に報告しなければならないとなっている。

〔7〕以下は、国際柔連の加盟国がI. J. F. の諸法令に違反をした場合の除名(expulsion) 辞任(resignation) 出場停止(suspension) に関する事柄であり、これらはどのような条件を満たすと適用されるかを検討する。

まず、加盟国が国際柔連から除名をされるためには、以下に示す3つの項目のうち、少なくとも1つの項目に該当をしていなければならないとしている。その大意を羅列すると、次のようになる。(1)「大陸連合から除名された結果(不服があれば、I. J. F. に提訴できる。)」(2)「会費が3カ年納入されない場合。」(3)「総会出席者の過半数の決議の結果。」

上述したけれども、国内柔道連盟はいかなる理由があろうとも、その国の所属する大陸連合の承認なしには、I. J. F. より決して除名されることはない。また、すべての会費が完納されなければ、I. J. F. 主催(後援)の大会には出場をすることはできない。しかし、その一部しか納入しない国は総会に出席をして、発言をすることはできるが、投票権は有しないことが、規定されている。仮りに、ある加盟国が除名などの処分を受けたとしても、会員であった期間の会費の全額ないしはその残額を完納しなければならないとする義務と責任を、

すべての加盟国に課していることも、明らかになるのである。

各加盟国は、I. J. F. 傘下の加盟国との親善試合などを積極的に行なっても構わないが、(1)「会費が未納の国。」(2)「正規の国内柔道連盟でない他の柔道組織。」(3)「法規を遵守していない加盟国。」とは、競技関係(Sporting relation)を結んではならないとしている。しかし、たとえ、その関係国が未加盟国であったとしても、その国が柔道の国際的な発展に貢献している国であるならば、必ずしも、それらの国々との交流を禁止しているわけではない、ともうたっているのである。

〔8〕 現行では、I. J. F. 自体の段位(grades)制度は採用されていない。採用されていないと考えるよりは、むしろ、実際的には採用が不可能であるというべきであろう。もし、国際的に統一された基準が作成され、昇段試合等が実施されるにしても、その場所、時間および経費などからして、世界の柔道人口のすべてを認定するだけの余裕などあるはずはなく、この意味でもその実現の根拠が稀薄となってしまうのである。

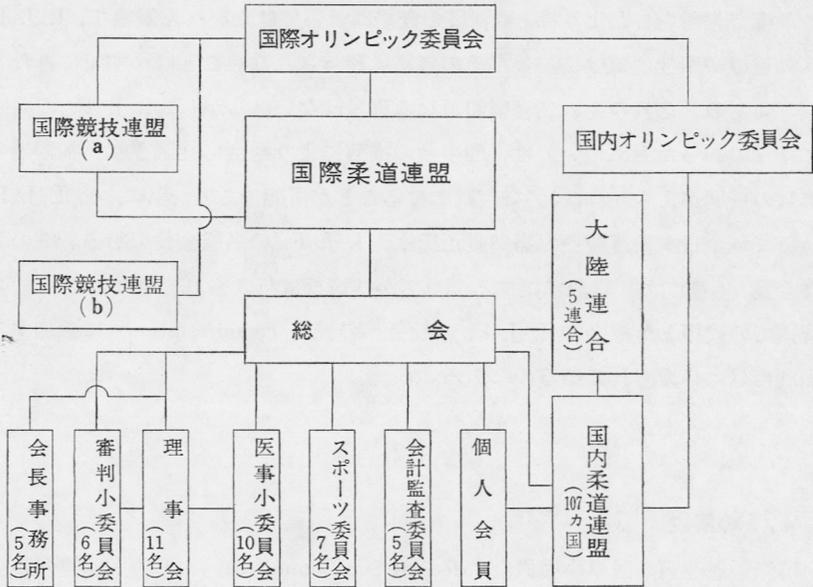
それに、若干前節で検討したが、欧米で発祥をした、レスリング、フェンシング、サンボ、ボクシングなどのいわゆる格技は、段位制(この価値)を認定していないのである。それゆえ、この段位制は日本独得の制度と考えても、決して過言ではなかろう。また、I. J. F. の従来の試合方法は、同階級すなわち同体重内での体重別の試合であるので、柔道界全体に通用する段位ではなく、ごく狭い範囲でのそれとなってしまう可能性が生じるのである。さすれば、この価値も低減してしまうことにもなるのである。このような観点からしても、国際的に統一性のある段位制度を設定することは、第1に物理的に不可能であるし、第2にその必要性を問われることにつながると理解できよう。現に、オリンピックなどでの試合結果を紙上でみても、各選手には段位が明記されていないことからしても、うなずけることなのである。

それゆえ、I. J. F. では各国内柔連が許可した段位のみを認定し、国際的な段位としているに過ぎないのである。したがって、たとえ同段者であっても、

それが異国での段位認定であれば、その段位の質は異なるものと考えるのが常道であろう。

また、「ある連盟は、他の連盟にこの連盟の同意文書などには段位を許可してはならない (A Federation may not give a grade to a licensee of another Federation without the written accord of this Federation, any grade given without this agreement will not be recognised by the International Judo Federation.)」とあるごとく、I. J. F. の承認なくしては、他の連盟に所属をする者に、

図2 国際柔道連盟の組織



- (1) オリンピック関係については、一部『現代スポーツ百科事典』大修館、1970年、64頁、参照。
- (2) (a)の国際競技連盟は、柔道、体操、バレーボールなど26団体が公認されていて、オリンピック種目はこの中から選ばれる。
- (3) (b)の国際競技連盟は、ラグビー、野球、庭球などの9団体が公認されているが、オリンピックの種目となっていない。
- (4) 個人会員には、「名誉会員」「各大陸連合または理事会の推薦によるオブザーバー」および「大陸連合よりの理事」が含まれるものとする。

その国の段位を授与できないことになるわけである。たとえば、本年6月の全日本学生柔道優勝大会の決勝戦での東海大と中央大との対戦で、東海大の先鋒として出場をしたユーゴスラビアの留学生コバセビッチ選手に例をとると、彼の段位は式段と明記されていた。もし、これが講道館から授与された段位であるならば、とうぜん規約からして、I. J. F. のアグレマンが必要となる。もし必要なければ、「ユーゴスラビア柔道連盟」で認定をされた段位とみなさなければならぬ。

つぎに、名誉称号について考える。

前節で検討をしたように、審判員の資格についてはたいへん厳格で、I. J. F. への貢献や奉仕度では、決してその資格は授与されないことは、すでにみたとおりである。それゆえ、名誉審判員なる称号はない。しかし、I. J. F. の発展に功績のあった者については、理事会の推薦により総会に提議され、加盟国の半数の賛同がえられれば、名誉会員になることが可能であり、現に、前 I. J. F. 会長で現全日本柔連会長の嘉納履正氏は、I. J. F. の名誉会長である。この名誉会長（会員）は、議題に関する発言とか決議権は与えられていないが、総会冒頭での挨拶とか総会や I. J. F. の社会への表明（manifestation）に参加する権利だけは与えられているのである。

12

4, 5の解説

国際柔道連盟の医事小委員会⁽²⁰⁾ (Medical Sub-Committee) は、各大陸連合の会長と医師のそれぞれ1名ずつ計2名より成り、合計10名で構成されている。このうち、会長だけは「理事会によって任命される」とある。他の委員においては、その委員が所属する各大陸連合より、理事会に推薦がなされ、その後、理事会により承認され、正式の医事委員となる。

この小委員会の任務は、第1に「国際柔道連盟の医事問題に関して、連盟などよりある課題を与えられた（または、たとえ与えられなくても）場合、国際柔道

連盟とか会長および理事会へその旨を勧告すること。」第2に「オリンピック、世界選手権大会があるときに、医事シンポジウムを開催すること。」第3に「オリンピック、世界選手権大会に出場する選手が、ドーピングを使用していないかどうかを、国際柔連の副会長および大会の組織委員会と協同して、ドーピングの検査をすること。」の3つに要約することができる。

いま、国際柔連の統計担当委員である B. C. バクィン (B. C. Barquin) の論⁽²¹⁾文をみると「各種の国際試合における決り技の種類とか内容および各選手の身長とか体重など」が詳細に分析され、報告がされている。しかし、それらの大会で生じたであろう負傷についての記事は掲載されていない。これは、各大会中に1件も事故が無かったと解することが妥当であるかどうかは、ここでは問わないが、医事小委員会は、大会における負傷防止の対策とか負傷者・病人の治療および監督も主要な任務と考えられる。その他、とくに重要な内容として、柔道競技における「ドーピング規制(Anti-Doping Controls)」の問題があった。⁽²²⁾

そこで、ここでは、ドーピングに関する問題を以下の順で検討していくことにする。

- [1] 「医事小委員会規則」におけるドーピング規制の主な内容
- [2] ドーピングの定義
- [3] オリンピック競技大会における諸検査の実態
- [4] ドープ規制に関する見解 (次稿)

[1] 国際柔道連盟の医事小委員会 がドーピングの薬品と認定をしている禁止物質 (Forbidden Substances) は、I. J. F. ですべてを規定したのではなく、I. O. C. の医事委員会の禁止薬品リストに掲載されているものとか今後、されるであろう物質が (a) 精神運動興奮薬類 (b) 交感神経作動アミン類 (c) 種々の中枢神経系興奮薬 (d) 麻薬性鎮痛剤 (e) 蛋白同化ステロイド類、の順に5分類されている。これらの禁止薬品は、現在市販されている薬品の中に少なからず混入されていると考えられる。そのほんの一例を、『保健薬事典』⁽²³⁾でみると、現在、各薬品会社から販売されている鎮咳祛痰剤とか総合感冒剤の内服薬、注射

液の中には、I. J. F. で禁止物質となっている各種のエフェドリン (ephedrine) 剤が含まれていることが良く判る。それゆえ、オリンピックなどに出場をする選手は、たとえ、試合前に風邪に罹っていたとしても、容易に風邪薬を自己の判断で服用することは危険（資格の剝奪、失格という観点からして）であるといわなければならない。というのは、試合の2日前までに服用した薬(病氣、負傷で)については、事前に医事小委員会に報告をして置かないと、ドーピング検査の結果が陽性の反応が出現した場合、失格などの重い罰則が科せられるからである。第2に、市販されている感冒剤の中には、I. J. F. (I. O. C.) でドーピング薬品と認定をしている薬物が含まれているので、たとえ他意はなくとも、それを服用すると、その規則に抵触することになるからである。現に、第20回のミュンヘンオリンピックにおけるリック・デモン選手(米国)は水泳男子400m自由形で、第1位になったが、エフェドリン入りの「ゼンソクの薬」を服用した⁽²⁴⁾がために失格となり、メダルを剝奪される処分を受けたからである。

ところで、出場者のドーピングをコントロールするための抽出方法は、各種大会の個人戦と団体戦との場合に分けて、その方法及び基準が明確にされている。まず、個人戦の場合であるが、「各階級のメダリストの全員(1階級=4名)が被検者となる。」とある。つづいて、「各階級の入賞者以外の出場者から4名」とある。以上の人数を、モンテリオールオリンピック柔道競技にその例をとってみると、この大会では、体重無差別級を含めて7階級であったので、メダリストから28名、その他の出場者から28名の計56名がその対象となったはずである。ちなみに、この大会の出場者は158名であったので、その約35.4%が検査を受けたことになる。また、上記の各階級から8名を、「4名に減じても良い」ともある。この場合は、対象になる4名のうち、最初の1名は各階級のゴールドメダリスト、次の1人は銀か銅(2名)の受賞者の計3名のうちからくじで1名を選出させることになっている。残りの2名については、同階級の残りの全出場者からくじで選出がなされることになっている。したがって、この場合の対象者は、全出場者の約17.7%の比率になることが判る。

上述の前者の規定は、ドーピング違反者の実績からして、それが多いか増加をしている場合に、後者はそれが減少をしている場合に適用されるものであろう。ただし、これには、分析医、検査器具などの数量に関する財源的な条件を加味しない場合であることを付記しておかなければならない。

なにはともあれ、この二者択一は、医事小委員会の意向が強く反映されることは確かであろう。いずれにせよ、上記の選出方法は、金メダリストのドーピング違反を最重点にチェックしているばかりでなく、かなり、入賞者以外からも抽出をしていること——ここに特徴があり、I. J. F. の「ドーピング」に対する一つの厳しい姿勢をうかがい知ることができるであろう。

つぎに、団体戦の場合であるが、⁽²⁵⁾準決勝に残った4チームの各チームより1名ずつ、計4名の選手がくじで選出されることになっている。

ただし、個人戦の各階級のメダリストから被検者を選ぶ場合は、等しく封印をした抽選用紙を使用して、抽選を行なうことになっている。その結果、被検者に決定をした者は、医師の監視のもとで、50ml以上 (minimum 50ml) の尿を2つのフラスコに満たさなければならない。その後、被検者に、その容器が正しく封印がなされ、その番号と自身のコード番号とが全く同じであることを確認する機会が与えられなくてはならない。もし、この検査の結果が陽性であると判定がなされたら、その競技者は、各種大会の出場記録、公式記録およびメダルなどのすべての名誉が剝奪されることになる。その上、I. J. F. から除名をされ、一生国際試合に出場できない規定になっており、二重の罰則が科せられている。しかし、この生涯にわたっての除名・資格停止については「総会の批准が必要である。」となっている。

〔2〕ドーピングの原理的、歴史的および実験学的な側面よりの研究の報告が、猪飼、朝比奈、黒田らの各氏により、⁽²⁶⁾なされている。いま、これら先人の業績を概観することにより、スポーツにおける「ドーピング」についての諸問題を検討する糸口を見い出すためのものとした。それゆえ、まず、その定義より入ることとする。

1964年の東京オリンピックの開催と相まって、国際スポーツ科学会議 (The International Congress of Sport Sciences) が、東京で招集された。その席上、ドーピングとは「競技に際し、療的処置を必要としない競技に対し、一時的に身体的および精神的能力の増強を目的として行なう健康上有害なすべての人為的処置をいう。」⁽²⁷⁾とし、それには一般的に「麻薬、覚醒剤、血液拡張剤、血液ドーピング、ホルモン剤などがある。」⁽²⁸⁾と定義をしている。

朝比奈一男教授は、⁽²⁹⁾「現在一般に doping という言葉は、上に述べたような(「薬物をスポーツの直前に服用して、神経や筋肉を一時的に賦活する刺激性あるいは興奮性の薬物を“drugs”とか“dopes”という」を指す……引用者)一時的な賦活剤による運動力の上昇を得る意味に用いられるけれども、実際にはさらに広い範囲の栄養剤、hormone、vitamin などのように、筋肉の発達や、呼吸回復促進のような間接的な効果をねらう薬物の適用をも意味して用いられる場合もある。また時によると薬物に限らず、理学的な方法などもこれに含めることもあるようである。」

国際柔道連盟の規約では、「競技者の肉体的 および精神的状態を人為的に増進する効果を持つ可能性のある特定の物質を競技者に使用もしくは供給することである。それにより、競技者の競技を増進するもので、競技の前にも競技中にも使用を禁じられている。」

イタリアの G. La. Cava ⁽³⁰⁾ は「前もって競技力を増強することを目的として、食物以外のエネルギーを供給する物質を使用すること。」と定義をする。

1963年、ヨーロッパの諸国はドーピング問題を検討する、ヨーロッパ会議を開催した。その席で、ドーピングの定義は、「人体に害をおよぼすような物質を、いかなる剤形で服用したり使用したりすることである。または、生理的な物質であっても、それが異常に多量か異常な方法で、健康者によってもっぱら競技能力を高めることを目的として、人為的にもしくは不正に用いられる場合をいう。その上、心理的な方法で競技能力の増強を図ろうとする場合も同様である。」⁽³¹⁾と。

上述した数例のドーピングの定義をまとめると、狭義では、「賦活剤 (drug) の使用によって、一時的に運動能力の向上を図ること」と定義づけられよう。広義では、「運動能力への間接的な効果をねらう薬物の適用」「理学的な方法」「心理的な方法」がその範ちゅうに含まれるものであるといえる。そこで、以上の諸見解を表示すると、およそ次のようになろう。

表2 ドーピングの構成要因

ドーピング	化学的	刺激剤	}	精神興奮剤
				反射促進剤
				自律系興奮剤
		抑制剤	}	鎮静剤
		神経抑制剤		
		精神安定剤		
	増強剤	}	筋肉増強剤	
			ホルモン剤	
			ビタミン剤	
	理学的	}	電流	
			紫外線 (人工光線)	
			機械的方法	
			電法	
			マッサージ	
	心理的	}	催眠術	
			暗示	

出所：朝比奈一男，前掲書〔注26〕-(c)，204頁。これに一部筆者の見解を加えた。

上表のようにドーピングを定義する場合、化学的な側面ばかりでなく、理学的、心理的な側面からの考察も必要であるということが理解できる。しかし、I. O. C. ないしは I. J. F. における「ドーピングの検査法」は尿の成分を分析する方法が採用されている。それゆえ、それらの組織とくに医事委員会が実際に力を入れて取り組んでいるのは、競技者の化学的な薬剤の使用状況であるといえよう。そこで、オリンピック規則の第27条A項をみると、「ドーピングは禁止されている。I. O. C. は禁止された薬剤の表を作成する。」⁽³²⁾とある。それゆえ、つぎに、化学的な薬剤の具体的な禁止物質のリストが必要となってくるのである。いま、I. O. C. と I. J. F. の禁止物質を対比させてみると、蛋白同化ステロイド薬剤 (Anabolic Steroids) を除いた他の薬品はすべて同じであ

る。ただ、I. O. C. の禁止物質には、以下のような但し書きがある。「この禁止薬剤リストは完全なものではなく、今後、他の薬品を加えることができる。⁽³³⁾」と。

なお、この禁止薬剤のリストのみならず、この用量と用法の基準も問題としなければならないであろう。しかし、この点は現行の規定では、いずれも明確にされていない。したがって、被検者の尿検査の結果がプラスの反応が現出すれば、機械的に禁止薬品を使用したものとして取り扱われることになっている。それゆえ、試合前または当日において、たとえ、いかなる理由があろうとも、禁止薬剤が含まれている薬品を服用することは、リック・デモン選手に例を掲げるまでもなく、失格処分となるので、その際は、チームドクターに相談するなどの慎重なる配慮が必要になってくることについては、すでにみたところである。

このように禁止薬品が具体的に明示されていても、もし競技者がこれらを服用したり使用したことが判明すると、I. O. C. 規則第27条⁽³⁴⁾では3つの罰則が科せられることが、規定されている。「(1) ドーピングテストを受けることを拒絶したり、ドーピングを使用したことが判明したオリンピック競技者は、排除される(C項)。」「医事委員会の申し出があった場合、I. O. C. 理事会の指示でメダルを取り上げることができる(E項)。」「上記の規定は国際競技連盟によりさらに制裁を加えることに、決して影響を与えるものではない(G項)。」I. J. F. では、「資格・記録およびメダルの剝奪と除名」なる罰則が科せられている。それゆえ、この規定に該当する競技者は、それまでに汗と涙で築きあげてきた栄誉が一瞬のうちに瓦解をし、その時点で、スポーツ界から抹消されてしまうことになるのである。

以上のように、ルール違反者には厳しい罰則が科せられるにも拘らず、ドーピングの違反者はあとを断たない。この原因は、いったい何であるかを検討する前に、もう少し、オリンピック大会での「各種テスト」の実施状況と禁止物質の使用状況を、考察することにする。

〔3〕 国際オリンピック委員会が実施している「テスト」には、〈ドーピング、アナボリック・ステロイド、フェミニニティー、アルコール〉テストの4つがある。そこで、これらを順次検討していく。

まず、第1の「ドーピング・テスト」は、1968年のゲルノーブル冬季大会のときより、正式に実施がなされた。⁽³⁵⁾ それまでの経過を知るために、このテストが採用される頃までに生じた、ドーブ剤を使用しての死亡例を朝比奈教授の論⁽³⁶⁾文より引用させて戴くと、以下の如くである。

- 「イ） 1945～60年：イタリアの自転車、サッカー選手の5名が死亡
- ロ） 1960年 ：ローマオリンピックでデンマークの自転車選手1名死亡、2名重態
- ハ） 1967年 ：イギリスの自転車選手死亡
- ニ） 1968年 ：ドイツのボクシング、フランスの自転車およびサッカー選手の死亡

これらはいずれも覚醒アミンか血管拡張薬による事故である」

1972年のミュンヘンオリンピックで、ドーピング剤を使用したとして失格処分にされた競技者の人数を新聞紙上でみると、「優勝者が1名、第2位1名、第3位2名、他1名」の計5名に及び、該当者からは主に、「アンフェタミン、エフェドリン」⁽³⁷⁾が検出された、との報道がされている(中日新聞、昭和47年、9月3日～17日紙上参照)。このうち、柔道軽量級で第2位となった、モンゴルのバクハバ・ブィダー選手はアンフェタミン剤を使用したとして失格となり、銀メダルも剝奪されている。その後、当柔道連盟よりI. J. F. に、同選手の第9回世界柔道選手権大会への出場資格の復活が懇請されたけれども、同大会・同級への同国の代表は、第4回戦で惜敗をしたチャンラフ選手であった。このことより類推をすると、I. J. F. は厳格な処置をしたといえる。規約上、当然のことであるが、I. J. F. のドーブ違反者への実際の姿勢を合わせてうかがい知ることができよう。

第2のテスト、筋肉増強剤 (Anabolic Steroids) 検査は、昨年のもントリオー

ルオリンピックより、ドーピングテストの他に実施されることになった。

このことに関し、I. O. C. 規則第27条の医事規約 (Medical Code) では、「1967年には、アナボリック・ステロイド剤を禁止することが必要であると考えられていたが、その当時は、その薬物の適当な分析法が無かったので、1968年と1972年の両オリンピックでは、ドーピング薬剤の種類に含まれていなかった。」⁽³⁸⁾と。またすでに、「1968年のメキシコオリンピックのときには、一部の競技者はアナボリック・ステロイド剤の注射をしていた。」⁽³⁹⁾ともある。

このような現状に対し、モントリオールオリンピックに先立つこと1年、1975年に国際スポーツ医学会 (International Federation of Sports Medicine) と各国際競技連盟の医事委員会の代表は、ロンドンでシンポジウムを開催した。その席上、各代表は、「病人以外 (健康な競技者……訳者) にアナボリック・ステロイドを使用することを禁止する医事規定を満場一致で採択をした。」⁽⁴⁰⁾にも拘らず、翌年にはこの決議が空文化してしまう結果になるのである。

このアナボリック・ステロイドの効能について、スポーツ評論家の川本信正氏は、「陸上競技の投てきや重量挙げの選手が筋肉を強め記録を向上するために用いる薬剤で、未熟児の体重の阻止、消耗性疾患、火傷などに用いられ、これを注射または服用すると筋肉が発達して体重が増加し、確実に記録が向上する。しかし、副作用が強く、性欲減退、脱毛、腎障害などが現われる。」と述べておられる (傍点は引用者)。⁽⁴¹⁾

前節と同じく、アナボリック・ステロイドの具体的な使用例を第21回オリンピックの報道紙上でみることにする。そこには、医事委員会の報告をまっぴら、理事会で決定をした筋肉増強剤の使用者のリストが、I. O. C. からつぎのように発表されている。「モントリオールオリンピック重量挙げの優勝者2人 (所属国はブルガリアとポーランド……引用者) 2位入賞者1人 (ブルガリア……引用者) からメダルを剝奪、またその他2選手 (アメリカとスウェーデン……引用者) を失格させる。それに伴う順位の繰り上げは行なわない (中日新聞、昭和51年10月16日紙上)。」⁽⁴²⁾

この、モントリオールオリンピックの重量挙げで金メダルを含めて、計5名

の選手が同薬剤を使用したとしてメダルの剥奪を含む資格停止の処分をうけた、こと——このことに対し、I. O. C. は国際重量挙げ連盟 (International Weight-Lifting Federation) に、同薬剤の使用テストの強化を求めたうえ、「再び薬物使用の選手が出た場合、重量挙げ競技をオリンピックから外すこともあり得ると勧告してきた (朝日新聞、昭和51年12月12日紙上)」という。これをうけ、I. W. F. は、「自国の選手を対象に年2回、アナボリック・ステロイドの検査をしなければならないとの決定をした (朝日新聞、昭和51年12月12日紙上)」との報道がされている。この報道に対し、日本ウェイトリフティング協会の役員談話として、「検査の機械だけで数百万円もする。I. W. F. から派遣される3人の分析医に支払う旅費や滞在費を入れたら、大変な額だ。ウチのような貧乏所帯では途端に破産だ。」「違反者は欧米選手ばかり。東洋人はゼロ。それなのに、厄介な検査を I. W. F. 加盟国全部に押しつけるとは…… (朝日新聞、昭和51年12月17日紙上)」と、I. W. F. の決定に、財政と現実の両面から難色を表明している。

第3番目のセックス・テスト (Sex test) は、1968年のメキシコオリンピックより実施⁽⁴³⁾されてきた。このテストの例を前節と同様に紙上でみると、「メキシコオリンピックに出場している女子選手の約820人がセックス・チェックを受け、その結果、すべてが女性であることが判明した (毎日新聞、昭和43年10月19日紙上)」⁽⁴⁴⁾という記事が報道されている。オリンピック規則第32条の女子種目 (Participation of women) の条項では、女性の種目として18種目が公認されている。これらの公認の種目に、「女性として登録をした選手は (Competitore who have been registered as females)、選手村に到着後できるだけ早く、指定をされた時期の少なくとも48時間前に、女性管理本部 (Femininity Control head office) へ出頭しなければならない。」とある (傍点は訳者)。このフェミニニティー・コントロールなる名称は、セックス・テストが変更したものであり、その名称変更は、1976年のモントリオールオリンピックからであった。この変更理由は明確ではないが、この「Sex test」なる言葉から連想するイメージに健全

さが感じられないとすることに起因しているのではないかと、推測できる。

このフェミニニティー・コントロールは「I. O. C. 医事委員会の判定と指導⁽⁴⁵⁾によって、女性種目の全競技者にテストがなされなくてはならない」と決められている。ただし、このテストの結果は、「個人の権利により、公表をしてはならない⁽⁴⁶⁾」ともある。また、この女性であるかどうかを証明する適格テスト⁽⁴⁷⁾ (Screening test) は、「口腔粘膜のX線クロマチン検査法によって行なわれる⁽⁴⁷⁾」と規定をされている。これは、テニス界におけるレニー・リチャーズ選手の性転換による事件のごとく、スポーツの特質は、常に、平等性・同一性の同じ条件下で明暗を決めるものであるので、男女の別を明確に規定することが、重要になるわけである。

第4番目のテスト、すなわちアルコール・テスト⁽⁴⁸⁾ (Alcohol test) であるが、これは、関係国際競技連盟の要請によって、「フェンシング、近代5種競技、バイアスロン射撃の選手⁽⁴⁹⁾」に対してなされることになっている。この具体的な測定方法については規定がされていない。

以上、I. O. C. における4つの検査についての概説をしてきたが、I. J. F. では「ドーピング検査」のみが実施されていて、今日までに、1972年のミュンヘンオリンピックで精神運動興奮剤のアンフェタミンを使用したという事例が1件報告をされていることについては、すでにみたところである。

注(3) 審判小委員会を構成する6名の委員を地域別に分類をすると、欧州連合3名、アジア連合2名、汎アメリカ連合1名となっている。正・副議長の名と国名は以下の如くである。議長ジョン・オーサコ (JOHN OSAKO, アメリカ)、副議長ホルスト・ウルフ (HORST WOLF, ドイツ連邦共和国)

(4) 文部省体育局体育課監修『体育・スポーツ総覧、ルール1』、帝国地方行政学会、13・3頁。

(5) 橋元親「世界柔道選手権大会あれこれ」(松本芳三編『柔道』第42巻第10号、1971年) 36-37頁。

(6) 橋元親、前掲誌、37頁。〔橋元氏は「16名」が合格とあるが、I. J. F. のハンドブックでは、1971年に Ludwigshafen で「10名」が登録されている (I. J. F., *op. cit.*, pp. 8-9.)。〕

- (7) 広瀬祐一「国際柔道連盟理事会」(松本編『柔道』第46巻第8号, 1975年) 36頁。
 (8) 川村三禎「マドリッドにおける会議の主な内容」(松本編『柔道』第48巻第2号, 1977年) 22頁。
 (9) 沖永, 安部「アジア柔道連盟総会報告」(松本編『柔道』第48巻第3号, 1977年) 11頁。

(10) 1974年当時の国際柔連の加盟国は100カ国である。このうち, アジア連合の「インド, ラオス, セイロン」アフリカ・マダガスカル連合の「ザンビア」は, 会費が未納のため資格停止 (Suspend for non-payment of fees) になっているが, 加盟国数からは除外をしていない。

1975年のウィーン総会で「キューート」, 1977年の香港でのアジア柔連総会で「イラン, サウジアラビア, シリア」の諸国が新たに加盟を認められた。他に, 「バングラディッシュ」は会費が納入されれば加盟が認められる。以上の5カ国と「パキスタンは仮加盟国, スリランカは会費未納国 (松本編『柔道』第48巻第3号, 1977年, 10, 12頁)」とあるので上記のような考慮をすると, 1974年以降アジア連合に合計7カ国の加盟をみたことになる。それゆえ, 1977年1月現在, 国際柔連の加盟国は107カ国となる。ちなみに, 1976年10月現在の国際連合の加盟国数は145カ国 (『現代用語の基礎知識』1977年, 自由国民社, グラフ3参照。) であるので, そのうち約74%の国々が, 国際柔連に加盟していることになる。

その他, 汎アメリカ連合の「ポリビア」, オセアニア連合の「ナウル」の2国は, それぞれ, 1967年, 1970年と国際柔連への加盟が比較的古いけれども, 連盟より脱退 (Resigned) をしているので, 員数化していない。

英国領ソロモン群島, フランス領ポリネシアなどの4国はオセアニア連合の仮加盟国 (Associate Member) となっているが, 加盟国として数えた。

- (11) 拙稿, 本誌第5巻第3号を参照せられたい。
 (12) 拙稿, 本誌第10巻第3号を参照せられたい。
 (13) 以下を参照。『グランド世界大地図』人文社, 1976年。『世界各国地図』小学館, 昭和43年。『ジャポニカ』小学館, 昭和49年。
 (14) 広瀬祐一, 前掲誌, 38頁。〔実際には, 1977年のアジア柔道連盟総会で, サウジアラビア, イランはアジア連合に加盟を認められた (沖永, 安部, 前掲誌, 10頁参照。)]
 (15) 文部省体育局体育課監修, 前掲書, 13・9頁。
 (16) 全日本柔道連盟規約のアマチュアに関する事項としては, 「全国各都道府県毎に自主的に組織されたアマチュア柔道団体によって構成される (第5条)」 「本連盟にアマチュア資格審査委員若干を置き, アマチュア資格審査委員会を構成する (第14条)」がある。
 (17) 文部省体育局体育課監修, 前掲書, 15・3頁。

- (18) 文部省体育局体育課監修，前掲書，15—16頁。
- (19) オリンピック憲章第50条では，I. O. C. の公式用語を「フランス語と英語とする」とある。ユニバーシアード憲章第33条では，国際大学スポーツ連盟 (FÉDÉRATION INTERNATIONALE DU SPORT UNIVERSITAIRE) の公式用語を「英語，フランス語，ロシア語およびスペイン語とする」とある。通常用語は英語とフランス語とする。アジア競技連盟憲章および規則第65条では「英語をもって，本連盟の公式用語とする」とある（文部省体育局体育課監修，前掲書，参照）。
- (20) 医事委員10名のうち，5名は各大陸連合より1名ずつの医師で構成されている。委員長はアメリカ柔道連盟会長とハーネマン医大病院医師兼任のエイチ・コイワイ (EICHI KOIWA) である。委員は，A. トインビー (ARNOLD TOYNBEE=オーストラリア)，R. ノドイ (RENE N'DOYE=セネガル)，G. レクスス (GERHARD LEKSZAS=ドイツ民主共和国)，呉応瑞 (大韓民国)。(I. J. F., *op. cit.*, p. 10. U. S. Judo Federation, *Judo for High School*, 1970, title page. 松本編，前掲誌，第46巻第8号，1975年，38頁。)
- (21) B. C. Barquin, "Statistics and World records of International Judo Federation," *Handbook of I. J. F.*, 1974, pp. 28-39.
- (22) 競馬界においても，ドーピング規制についての規程が合法化されている。それをみると，この世界ではドーピングとはいわず「理化学検査」なる言葉に置き換えている。その第79条に「馬の競争能力を一時的にたかめ，又は減ずる薬品又は薬剤を使用してはならない」とあり，その具体的な禁止薬品が38種類にわたって掲載されている。もし，この規程に違反した場合または違反をした疑いのある場合は，「当該馬の馬体の検査と検査材料（尿，唾液，血液，皮毛など）の採取を行なうこと（第79条）」になっている。そして，この理化学検査の結果，薬品または薬剤の存在が確認——陽性——された場合，第1に「その馬は失格となる。これに伴い，当該馬は，その賞状，賞品および賞金の全てを受領できない（第108条，第112条）」とある。第2に，「馬主，調教師，騎手などは，こんご，中央競馬会が主催をする競馬に関与することを禁止または停止される（第120条）」となっている。上記における理化学検査の対象となる馬について，もう少し具体的にすると，「毎回の競争で，第3着までに入賞をした馬と裁決委員が指定をした馬（第111条の2）」となっている（日本中央競馬会「日本中央競馬会競馬施行規程」昭和51年，参照）。
- (23) 薬業研究会編『保健薬事典』薬業時報社，昭和50年，101，113—115，338，340—344頁。
- (24) 新聞紙上によると，「デモン選手（当時16歳）は幼少のころからゼンソクの持病があり，かかりつけの医師が処方をしたドーピングにひっかかる薬物入りの薬を常用していた。しかし理事会は，このような事情は酌量しなかった（中日新聞，昭和47年9

- 月9日紙上)」とある。好意的に解釈すると、アメリカの医師団はこの薬の中のエフェドリンが、禁止物質であることを理解していなかったかもしれない。また事前に、医事委員会へ薬品の届出をしなかった結果かもしれない。なにはともあれ、デモン選手は禁止物質を服用して出場したことは事実なのである。
- 25) 過去のオリンピック、世界選手権大会では、今日まで、一度も団体戦は行なわれていない。それゆえ、1チームは何名で編成をされるのかは不明であるし明示もされていない。したがって、この場合のドーピングの検査は、過去に行なわれていないことになる。
- 26) (a) 猪飼道夫「ドーピング」(児玉他編『スポーツ医学入門』1969年) 237-245頁。
 (b) 猪飼道夫「スポーツと体力」(猪飼他編『スポーツ科学講座〔第2巻〕』大修館, 昭和41年) 111-129頁。
 (c) 朝比奈一男「ドーピングについて」(日本体育協会編『スポーツトレーナー教本〔1級〕』昭和42年) 197-209頁。
 (d) 朝比奈一男「スポーツと賦活剤」(久松他編『スポーツ医学』1964年) 457-466頁。
 (e) 朝比奈一男「ドーピングの課題」(日本体育協会編『ドーピングガイドブック』昭和46年) 1-5頁。
 (f) 朝比奈一男「ドーピング」(『医学のあゆみ』第46巻第9号) 433-435頁。
 (g) 黒田善雄「ドーピングコントロールの組織と手順」(日本体育協会編『ドーピングガイドブック』昭和46年) 18-21頁。
 (h) 『スポーツ科学講座〔第2巻〕』昭和41年, 111-129頁。
 (i) G. La. Cava, "The use of drugs in competitive sport," *The Journal Sport Medicine and Physical Fitness*, No. 2, Sept. 1961, pp. 49-51.
 (j) Comité International Olympique, "Olympic Rules," *Rule 27 of Olympic Rules, Bye-laws and Instructions states*, 1976, pp. 12-53.
- 27) 28) 『新修体育大辞典』不昧堂, 昭和51年, 1085頁。
 29) 朝比奈一男, 前掲書〔注26〕(d), 458頁。
 30) G. La. Cava, *op. cit.*, p. 51.
 31) Comité International Olympique, *op. cit.*, p. 17.
 32) Comité International Olympique, *Olympic Rules Bye-Laws and Instructions*, Provisional edition, 1975, p. 17.
 33) Comité International Olympique, *op. cit.*, p. 35.
 34) Comité International Olympique〔注32〕, *op. cit.*, pp. 17-18.
 35) 川本信正「スポーツ用語の解説」(自由国民社『現代用語の基礎知識』1977年) 1061頁。

- 36) 朝比奈一男, 前掲書〔注26-(e)〕, 3頁。
- 37) アンフェタミンおよびエフェドリンを服用・注射した際の作用を辞典よりみると, 以下の如くである。Amphetamine : 中枢神経系, 交感神経系興奮作用を有し, 薬用量でも心キコウ進, 食欲不振, 発汗, 口渴をきたし, 濫用すれば習慣性を生じる。慢性中毒症状は精神分裂に近いといわれる。覚せい剤取締法の適用をうける(『化学大辞典〔1〕』共立出版, 昭和41年, 521頁)。Ephedrin : 平滑筋に働いてその緊張を増すために, 喘息, 気管支カルタ, 百日咳等のせきに特効を奏す。また強心剤としても有効(『化学辞典』丸善, 昭和29年, 75頁)。
- 38) 39) Comité International Olympique〔注26-(j)〕, *op. cit.*, p. 21, p. 23.
- 40) *ibid.*, p. 29.
- 41) 川本信正, 前掲書, 1061頁。『南山堂医学大辞典』昭和40年, 991頁, 参照。
- 42) 中日新聞紙上では「……その他2選手」とあるが, 朝日新聞紙上(昭和51年12月17日紙)では「アメリカ(2人), スウェーデン(1人), チェコスロバキア(1人)」となっていて, 合計7名の筋肉増強剤の使用者を発表している。いずれにせよ, この違反者は欧米選手ばかりといえる。
- 43) 川本信正, 前掲書, 1061頁。
- 44) Comité International Olympique〔注32〕, *op. cit.*, p. 21.
 オリンピックの女子種目は, その規則第32条で以下の18種目が規定されている。「アーチェリー, 陸上競技, バスケットボール, カヌー, 飛び込み(Diving), 馬術競技(Equestrian Sports), フェンシング, 体操, ハンドボール, 水泳, バレーボール, ヨット, ホッケー, リュージュ, ボート, 射撃(Shooting), フィギュアおよびスピードスケート, スキー。」
- 45) 46) Comité International Olympique〔注26-(j)〕, *op. cit.*, p. 49.
- 47) *ibid.*, p. 53.
- 48) このアルコールが運動における筋作業ないしは運動にどのようなかわりを持っているかについて実験的に実証した研究は多くないようであるが, いま猪飼とスタインハウス(Steinhaus)の研究によれば, 「最大筋力を1分間に1回測定していくとき, アルコールを飲用した15分から20分ぐらいのあいだでは一時, 筋肉の上昇する時があり, それからは低下していくことをみた。また, ウォーミング・アップにアルコールが有利なこともあるが, これは冷えている筋肉をあたため, 筋持久力をます可能性があるからである。しかし, この結果は体熱の損失をまねくので, そのあとでは前より一層からだか冷える危険がある。」と報告をしている。同じく, 猪飼の論文に掲載されているガンスレン(Ganslen)の説は「アルコールの飲量が少量ならば医療的な価値があることは一般的に認められている」とあり, それが多量の場合は筋作業中運動に有利ではないという点では, 意見が一致しているとして「Asmussen, Herxheimer,

Carpenter」の見解を紹介している（猪飼道夫他編『体育科学事典』第1法規，昭和45年，224頁，参照）。要するに，運動生理学および運動心理学的な観点からすると，アルコールは適量に飲めば，勇気を喚起したり，疲労を軽くしたり，不安を静めたりまたは筋肉の持久力を高めたりする効能がある。この点が，ドーブ剤として，アルコール・テストを規定しなければならなかった原因なのであろう。

- (49) Comité International Olympique [注20—(j)], *op. cit.*, p. 35.